

令和6年第2回阿波市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和6年6月17日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	20番 三浦三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

12番 中野厚志	13番 笠井一司
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
政策監 正木孝一	教育長 高田稔
理事 坂東孝一	市民部長 森友邦明
健康福祉部長 稲井誠司	産業経済部長 森克彦
建設部長 高田敬二	水道部長 吉岡宏
教育部長 小松隆	危機管理局長 笠井和芳
企画総務部次長 大倉洋二	市民部次長 古川秀樹
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 岡本正和
建設部次長 大石憲司	教育部次長 三宅剛
教育部次長 酒巻達也	吉野支所長 鈴田直城
土成支所長 妹尾光雄	阿波支所長 大塚清
農業委員会事務局長 住友勝次	監査事務局長 坂東明

水道部次長 吉 成 永 吾

会計管理者 清 田 美恵子

財政課長 藤 井 信 良

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 相原 繁喜

事務局議事総務課長 松永 祐子

事務局議事総務係長 大塚 久史

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（笠井安之君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井安之君） 日程第1、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告の順に従い発言を許可いたします。

まず初めに、志政クラブ樫原伸君の代表質問を許可いたします。

志政クラブ樫原伸君。

○14番（樫原 伸君） ただいま議長の許可をいただきましたので、志政クラブ樫原伸、代表質問を行います。

市長、就任されて1年がたちました。恐らく、あっという間の1年だったと思います。町田市政は、新ごみ処理施設の建設という大きな課題を抱えながらのスタートでした。中央広域環境センター、この一部組合の管理者として持ち前の粘り強さで、また対話を基本にして、暗礁に乗り上げていた感のある建設問題、それを既存施設を積替え施設として利用してごみ処理は既存施設外で行う、こういう方針を打ち出し一定の道筋を立てたということでは大いに評価されるべきと考えます。そして、私は何よりも、地元の説明会などで協定書どおり来年の7月稼働とならなかったことを真摯におわびしてる姿が印象的でした。

さて、本題の阿波市市長としては、令和5年度事業を豊富な行政経験を生かし、難なくこなしてきました。こなすという表現しか浮かびませんでしたけども、これは私からすれば最大の褒め言葉です。与えられた仕事を難なく処置、責任を果たした。いわゆる職務を全うしたと言えよよかったのかもしれませんが、こなすという褒め言葉で表現したいと思います。この令和5年度事業、当時副市長の職位でしたけども予算編成には深く関わっていたと思いますが、あくまで前市長の公約実現への思いが籠もったもので藤井色の強い予算でした。今年度予算については、昨年9月から予算編成に取りかかり、多くの時間と労

力をつぎ込んで策定された、町田市長が描いた、町田市長の思いが籠もった予算案だと思います。その予算規模は191億3,800万円、前年度と比較して2.3%減少となっております。予算は行政の計画書と言われておりますが、この令和6年度当初予算にはどのような重点政策を掲げているのかお聞きしたいと思います。

次に、我が国の合計特殊出生率1.2です。前年の1.26よりも低下をしております。出生数はさらに減少して2024年には70万人を割り混むと予想されております。もう一つの未婚率も1990年代以降、上昇傾向にあります。それが2020年には男性で28%、女性が約18%と過去最高となりました。この未婚化、晩婚化の要因は様々あるようですが、国もこのことを国難と称し、これまで人口減少対策に60兆円もの予算を投じてきました。ここに来て政府は、全国1,741の市区町村の2割が総人口が増えていると、こういう分析結果を公表しております。地方創生の取組が一定の成果を上げたと見ているようですが、ここ阿波市では人口減少が止まりません。平成17年に4つの町が合併して誕生した阿波市の人口、令和2年には3万4,713人、ついに3万5,000人を割り込みました。このまま人口減少が進むとどうなるのか。一般的には生産年齢の人口が減っていくために地域経済が衰退し、また縮小となります。そうすると、税収も低下し、生活、行政サービス、社会インフラの維持が非常に困難になると思われます。住環境も悪化し災害の危険性も増大するでしょうし、これまでの市民サービスから縮小される。また、生活利便性の低下といった負のスパイラルに陥ってしまうことが心配されます。このような状況下で厳しい財政運営が求められておりますが、阿波市は人口減少が進む中での財政運営をどのように捉えてるのか、今後の見込みについて併せてお聞きします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） おはようございます。

志政クラブ榎原伸議員の代表質問1問目、阿波市の財政運営について幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の令和6年度予算における重点政策についてでございますが、令和6年度当初予算においては、健康・福祉・子育て分野、生活環境分野、教育・文化分野、産業分野、生活基盤分野、行財政分野等の6つの分野を政策の中心においた予算編成を行い、積極的に事業を展開しているところであります。

健康・福祉・子育て分野では、本年4月1日からこども家庭センターを設置し、妊産期から全ての妊産婦と子ども、保護者を包括的に支援するとともに、子育て世帯への経済的

支援策として出産・子育て応援交付金や阿波っ子応援券の配布など子どもの成長に合わせて切れ目のない支援を積極的に行っているところでございます。

生活環境分野では、防災・減災対策として消防団車両を計画的に更新するほか、市民生活に関わるものでは、高齢者世帯などの日常生活における負担軽減を図るため、粗大ごみをリサイクルセンターへ持ち込むことが困難な方に代わり、市が運搬する粗大ごみ戸別収集トレルワを実施しております。

教育・文化分野では、全ての小学校での英語学習や小・中学校における情報教育の推進など学びの充実に取り組んでいます。

産業分野では、国のみどりの食料システム戦略を踏まえ、有機栽培の定着と人材育成の取組に対して支援を行うとともに、生産から消費まで一貫したモデル地区づくりの醸成を推進しております。また、企業誘致につきましては専用の企業立地相談窓口を設けており、立地の検討段階から創業開始までを総合的に支援するオーダーメイド型の企業誘致に取り組んでいます。令和6年度においても、既に起工式を終えている1社が新たな工場の建設を進めております。

生活基盤分野では、地方創生の起爆剤と考えております（仮称）阿波スマートICについては本体工事が本格化し、本市においても直結する路線である山麓東西1号線の改良工事を鋭意進めているところでございます。

最後に、行財政分野等につきましては、今後の行財政運営の基本方針となる行財政改革大綱と具体的な取組を取りまとめた行財政改革推進プランを策定するとともに、自主財源の確保に向け、新たに市所有施設においてネーミングライツ導入を目指します。加えて、既存の公共施設のマネジメントについてもしっかりと取り組んでまいります。また、市長が市民の皆様の声を直接お聞きする機会を増やすことにより、市政運営や市民参加のまちづくりに活かしていくため、令和5年度から阿波市まちづくりミーティングを実施しており、引き続き令和6年度においても積極的に開催し、市民ニーズを市政に的確に反映しながら市民が主役のまちづくりを推進していく所存でございます。

次に、2点目の人口減少が進む中での財政運営と今後の見通しについてでございますが、令和5年4月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の2035年における我が国の人口は、国勢調査が行われた2020年から約1,000万人ほど減少することが推計されております。本市におきましても、約10年後の2035年の推計人口は2020年から約8,000人減少し、約2万6,000人とされており、人口減少、少子・高齢

化が進む見込みとなっております。

今後の財政運営の見通しとしましては、人口減少、少子・高齢化に伴い将来の市税や地方交付税の減少に加え、社会保障費の増加、老朽化した施設の対応など厳しい財政運営が予想されることから、これまで以上に公共施設マネジメントの推進やデジタルトランスフォーメーションにしっかり取り組むとともに、公共施設へのネーミングライツ導入やふるさと納税など持続的な自主財源の確保にも積極的に取り組む必要があると考えているところでございます。加えて、令和6年度は阿波市行財政改革大綱及び阿波市行財政改革推進プランの見直しの年となっており、全庁を挙げて改定作業を進めているところであります。行財政改革はこれまで以上に推進し、10年後、20年後も健全な行財政運営を維持できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもご理解、ご協力を賜りますようお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） ただいま坂東理事からは健康・福祉・子育て分野をはじめ6つの分野の主な政策をお聞きしました。

この政策実行により、市長が目指す、市民が主役のまちづくりを進めていくようです。そして、人口減少、また少子・高齢化が進む中での厳しい財政運営を強いられているという点では認識が一致をしました。この課題に向けて、令和6年度が阿波市の行財政大綱、行財政改革推進プラン改定の節目の年ということで、全庁を挙げて改定作業を進めているようで、理事はおっしゃいませんでしたけども、この改訂版に大いに期待をしてくださいと言ってるように私には聞こえました。

町田市長が精魂込めて編成したこの当初予算ですが、徳島新聞の解説欄では、継続事業が多く、新味に欠けると書かれていました。報道機関は事実に基づいて記事を書けること、これが原則ですので、新味に欠けるというのは少なからず当たっているのかどうか、これは徳島新聞にも質問を出してみたいと思いますけども、書かれた市長、反論したい気持ちはあろうかと思いますが、私が見ても当初予算を見る限り財政健全化に重きを置いた予算案のような気がします。合併市町村のメリットやデメリットを知り尽くした町田市長が、あえて新味を出さず縮小予算としたことが、これが町田カラーと言えなくもないのですが、市政を預かるものとして誰しも自分のカラーは出したいと思ってるはずですが、阿波市が掲げる人口減少や少子・高齢化、地域の衰退といった問題解決をするに

は、生活の利便性をよくして雇用を創出し、子育てしやすい環境を整えることが一番です。市長には、最少の経費で最大の効果を上げる行財政運営が求められております。いかなる状況であろうとも、市民に対し行政サービスを提供する義務がありますので、ここに町田カラーを出してもらいたいと思います。

当然、阿波市単独で政策を実行するとなると厳しいものがありますが、自主財源に乏しい阿波市には特典があります。合併特例債、平成16年に、正確には市町村の合併の特例に関する法律で制度化された地方債です。合併に伴って必要となる事業費を国が支援をして、合併市町村の一体性の確立を図ることを趣旨としております。阿波市は平成17年に誕生し、その合併年度から10年間特例債を発行できるというもので、これが2011年、東日本大震災があつて延長となりました。最終発行年が令和7年となったのは、皆さんご承知のとおりです。対象となる事業費の、何と95%を上限として借入れができる有利債です。

この合併特例債を阿波市の場合ひもといってみましたら、初代の小笠原市長は4町の不公平感を解消すべくケーブルテレビの整備事業に29億9,710万円、2代目の野崎市長は行財政改革の本丸と称し庁舎建設に51億280万円、さらに阿波市の子どもたちに統一メニューを、給食を提供するというで給食センターの整備事業11億4,130万円、そして前市長は子育て環境の充実にと市場認定こども園をはじめ幼保連携施設事業に20億3,970万円、いずれも公共事業の整備にこの合併特例債を充当してきました。歴代の市長が地方創生に向けて行った事業の評価、今の段階では差し控えたいと思います。私が注目しているのは、この間の基金造成の部分です。まちづくりに活用できる基金造成に阿波市は24億2,040万円、この基金を取り崩して各地域の元気なまちづくり団体などへ交付されております。自主財源に乏しい阿波市で町田カラーをいかに出すのか。合併特例債というこのあめも、非常に甘くておいしいものですから、さきの市長にたくさん食べられた感があります。発行可能額も4億円少々です。しかも、起債期限が来年に迫ってきておりますが、この有利債である合併特例債の運用、活用について町田市長のお考えをお聞きします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ樫原伸議員の代表質問の1問目、阿波市の財政運営についての再問、起債期限が迫っている合併特例債による事業計画について答弁をさせていただきます。

議員の質問の中でもありましたように、合併特例債は、合併に対しての財政支援措置の中でも普通交付税の算定替えと2本柱と言われており、活用年度につきましては議員も言われましたように、合併年度、最初はそれを含む10年間ということで11年間ということでしたが、平成23年度の東日本大震災を経まして、法律改正をその後2回行いまして10年間プラスということになって、阿波市の場合は21年間ということで活用年度が令和7年度までということがございます。そして、目的といたしましては、市民の一体感の醸成、合併してよかったなという実感をいただけるようなものに活用するという事で、先ほど議員が言われましたように、ケーブルテレビ施設整備事業そして交流防災拠点施設アエルワ、給食センター、市内の幹線道路の整備など様々な事業を実施してまいりました。そして、限度額につきましては222億2,000万円。これはソフトとハード事業を合わせたものでございます。そして、令和5年度の決算におきましては執行率は213億7,010万円ということで、執行率にして96.2%ということに加えて今年度の予算の合併特例債も含めると217億5,000万円であって、残りが約4億7,000万円ということになっております。

このように、合併特例債といいながら借入金でございまして、これには2点ポイントがあると思います。やはり借入金と、地方財政法で定められた地方債ということで、国の場合は赤字国債等を発行できますが、阿波市の場合におきましては建設地方債等ということございまして、これを借入れするためには中身を十分精査することが一番でございまして、地方債の目的といたしましては、借入れ年度の人が償還を負担するという意味ではなくて、後年度、その施設とか道路を利用する人の、後年度の方も阿波市の地方債の償還を行っていただくという趣旨がございまして、そういったことで、先ほど議員も申されました阿波市の場合の執行といたしましては、普通交付税の基準財政需要額で、高い比率で後年度に返ってくる起債をなるべく借りるような運営をしております。

このように、有効な貴重な財源である合併特例債につきましては、市の将来にとって真に必要な事業への活用を今後予定しております。と言いながら、あと一年を残すということで、その後に阿波市が有利な起債といいますと緊急防災事業債、それと市場町においては過疎債と、そういったバランスを取りながら今後の地方債の借入れをしていきたいと思っております。そして今、計画上ではございますが、公共施設の管理計画というのはございます。そういった中で、それと整合性のあった市民の利用度が高いこういった施設、例えて言いますと福祉センターとかコミュニティセンター等を今予定をしておりますので、

また議会に提出する際にはいろいろと説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

何を言いたいかといいますと、できるだけ有効活用をしていきたいというように考えております。加えて、先ほど檜原伸議員の言いました、令和6年度予算が町田カラーということでございますが、これは1年2か月を市長になって迎えたところであり、いろんな市民の声を聞きながら、急激に変化を与えるのでなしにいろんな市民の声等を反映しながら守っていくところは守っていくと、そして変えるところは変えるということで、令和新年度予算には新しいものも考えておりますので、徐々に改革も含めて変化をさせていきたいと考えておりますので、またご理解、ご協力をよろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） ただいまの答弁によりますと、今年度の予算化も含めて残りの起債額というんですか、活用限度額は約4億7,000万円とようです。市長はこの限度額を有効活用とおっしゃいましたけども、答弁の中では福祉センターなどの大型改修事業にはほぼほぼ決まってるようですのでこれに関しては再々問はしませんが、市長、できればこうした公共施設の整備、ハード事業に重きを置くのではなくて、まちづくり団体、今までの交付しております元気なまちづくり団体への補助金であったり、それぞれの各4町の町の伝統文化や地域の行事、そして私が個人的に提案したいのが、一体感を感じてもらえるイベントや子どもから大人までが楽しめるスポーツ大会、そういったソフト事業に重点を置いてこの特例債を活用していただけることを、この再考をお願いして2問目に移ります。

2問目は、震災を教訓とした阿波市の防災行政についてお聞きします。

3月、この定例会では、最大震度7が観測された能登半島地震直後ということで、藤本議員をはじめ7人の議員から阿波市の防災・減災対策について様々な角度から質問が出されてきました。これは、徳島県議会や県下の各市町村議会においても災害関連の質問が多く出されたものと思います。

発災直後、救助に向かう自衛隊や関係者も寸断された道路により被災地にたどり着けない、救援物資も届けられない、それに伴い電気、通信といったライフラインの被害が大きく、その復旧にかなりの時間を要しております。初動活動の難しさを知らされた能登半島地震、この地震発生から半年がたち、現場では災害支援に新たな技術が次々と投入されて

いるようです。こうした状況に最新機器のドローンを利用して打開の糸口を見つけ出そうとしてる映像が目にとまりました。

人口減少に伴う少子・高齢化、過疎化、また近年の災害の激甚化により、地域の防災力の低下が懸念されております。そうした中、被災情報の収集であったり物資の輸送などにドローンの活用は災害時における有効な手段だと考えます。ドローン——無人航空機——といえば中東やウクライナでは爆弾を投下する殺人兵器として使われていますが、我が国では、政府も過疎地への物資輸送などをドローンでといった実証実験も行い、戦争兵器ではなく平和利用への期待が高まっています。阿波市においても、東西に延びる幹線道路から山間部に道路が走る地理的条件が似ていることから、こうした最新機器による災害対応力を向上さすべきと考えますが、危機管理局長にお伺いします。

もう一点は、東日本大震災を受けたものです。2011年3月11日14時46分発生、マグニチュード9.0、これは観測史上最大規模の地震で、下校時の子どもたちや体の不自由な方が大津波また火災などにより犠牲となり、2万2,318人もの死者、行方不明者を出しております。政府は東日本大震災を教訓として、災害対策基本法の中で全国自治体に避難行動要支援者を把握するための避難行動要支援者名簿の作成を義務づけました。また、それだけにとどまらず、この名簿を基に、一人一人が支援者また具体的な避難の方法をあらかじめ決めた個別計画書までを作成することを推奨しております。この作成には、個人情報に記載することから開示を断られたり、民生委員の不足によって支援者をなかなか見つけることが難しいといった、こういった要因もありまして、どの自治体も大変苦労していると思いますが、阿波市においても今後80%の確率で起こると言われている南海トラフ地震への備えとして、弱者にとって最後のとりででもある避難行動要支援者個別計画の作成を進めるべきと考えます。この進捗状況と今後の推進について稲井健康福祉部長にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 志政クラブ榎原伸議員の代表質問の2問目、震災を教訓とした阿波市防災行政についての1点目、最新機器ドローンなどによる災害対応力についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ドローンは消防防災分野において山間部等における火災発生時の状況確認や行方不明者の捜索、さらには大規模自然災害発生時における要救助者の発見、被害状況の把握などに極めて有用であると考えております。また、大規模災害が発生しますと人命救助のタイム

リミットの目安となる72時間の壁の問題が生じますが、ドローンは、限られた時間の中で広範囲にわたる成果が得られることに加え、災害対応における汎用性が高いことからドローンを活用する消防団は年々増加している状況にあります。

ドローン運用の特徴といたしましては、時間的メリットだけではなく、その範囲へ投入する人員の削減にもつながります。さらに、最大の効果としましては、危険な場所へ救助者を向かわせないことにより救助者に降りかかる危険性を低減し、ひいては二次災害の発生を未然に防止できることであります。また、モニターの画面でリアルタイムに映像を確認できるほか、撮影した映像や写真を記録、保存できるなど、被災した現地に赴き、目視確認のリスクを冒すことなく道路の寸断状況などを把握し、被災地マップを迅速に作成することが可能となります。

本市においては、ドローンのこのような災害対応力に着目し、平成28年度、全国に先駆け国の地方創生加速化交付金を活用して2機購入し、阿波市消防団救援機動隊に配備するとともに、定期的に操縦訓練を実施することにより、在籍する隊員14名のうち、ほぼ全員が操縦できるという即応体制を維持しております。

本市における災害対応でのドローン運用実績といたしましては、行方不明者捜索活動において河川敷の草地上空からの俯瞰的視野による捜索や人が立ち入ることが困難な崖下であっても、高い操縦技術によりドローンを進入させ、情報収集など成果を得ております。今後、発生が懸念されます大規模地震では道路、通信手段が途絶し、孤立化する集落が生じる可能性も想定されることから、ドローンによる孤立化集落の被災状況の速やかな把握など対策手段を講じるための情報収集に大いに役立つものと考えております。

このように、消防防災分野におけるドローン運用は非常に有用であることから、今後も引き続きドローンの安全かつ効果的な活用に向けてあらゆる検証、訓練を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 志政クラブ榎原伸議員の代表質問の2問目、震災を教訓とした阿波市防災行政についての2点目、避難行動要支援者の個別避難計画作成状況と推進についてのご質問に答弁をさせていただきます。

災害対策基本法においては、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要するものを避難行動要支援者としてその名簿を

作成しなければならないとされております。全国的には避難行動要支援者名簿の作成は進んでおりますが、この名簿作成だけでは要支援者の避難に課題があることから、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針において災害時の避難支援等実効性のあるものとするため、名簿の作成と併せて個別避難計画を策定することが望ましいとされ、令和3年5月の災害対策基本法の一部改正によりまして、市町村は個別避難計画の策定が努力義務とされたところでございます。

本市におきましては、既に災害時に特に支援が必要な方の避難行動要支援者名簿を作成しており、現在は、その名簿において本人からの同意を得ることができた方から個別避難計画を作成しているところでございます。令和5年度には避難行動要支援者管理システムを改修し、名簿とハザードマップを照らし合わせられるようにするなど、避難の必要性が高い対象者をピックアップできるようになり、災害時の避難支援等を実効性のあるものいたしました。今後においても、市内における連携をさらに強化し、介護支援専門員などの福祉専門職、民生委員、自治防災組織、地域の皆様方のご協力もいただきながら、優先度の高い方から個別避難計画の策定を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） それぞれ答弁いただきまして、まとめさせていただきます。

このドローンに関しては、優位性や有効性を十分理解して、全国に先駆けて阿波市では2機購入しているようです。それが、阿波市救援機動隊にも配備され、ほぼ全員が操縦できる体制にあるということで、既に捜索活動などにおいて運用され、実績を上げているようですので安心をしましたが、笠井危機管理局長、お願いがあります。この最新機器のドローン以外にも多くの企業が災害関連の最新機器、例えばAIを活用したものなど開発にしのぎを削っていますので、そうした最新機器への調査研究もお願いいたします。

そして、個別避難計画の作成状況に関しましては、稲井健康福祉部長のトーンが少し低いように感じられました。質問の中でも言いましたが、この作成にはやはり慎重さというものが求められますので、時間もかかると思いますが、方針の中で触れられていたましたが、介護支援の専門員などに協力をお願いして、一人も取り残さないという信念のもと、この個別避難計画の作成、推進をよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に入ります。

阿波市で1年に生まれる赤ちゃん、何人だと思えますか。先ほど、答弁に出てくれた稲井健康福祉部長は、所管の部長ですので正確な人数を知っているとと思いますが、令和5年度、この1年間に生まれた赤ちゃんは117人。これは本市が掲げる目標の245人には遠く及ばず、少子化は止まりません。市民の皆さんが市役所に着くと真っ先に、子育てするなら阿波市、この懸垂幕が出迎えてくれます。さらに、1階フロアに足を踏み入るとこれまた子育てするなら阿波市、7メートルもの横断幕が垂れ下がっております。確かに、子育てするなら阿波市、このキャッチフレーズは語呂もいいですし、響きもいいし、そして何よりもシンプルさがいいと思えます。このキャッチフレーズを採用してる自治体はほかにもありますが、理由は恐らくそこにあるんじゃないかと想像します。

阿波市では、歴代の市長がこの理念のもと、結婚、妊娠、出産、子育て、教育にわたっての切れ目のない支援を充実させてきました。（資料を示す）妊娠時に渡される、阿波市が発行しております阿波市子育てハンドブック、この冊子の中に40余りもの支援策が掲載されております。さらに、今議会に教育委員会が提案しています新入生の経済的負担、身体的負担軽減に、通学用かばん配付事業及び通学用かばん等購入支援事業も来年度から実施されるようです。

こうした阿波市らしい支援策がある一方で、国の直轄事業、国の支援策も見受けられます。子育て世代にとっては、施策の中身が非常に重要であります。阿波市で安心して子どもを産み育てたい、そんな思いをかなえる阿波市独自の阿波市らしい子育て支援策について稲井健康福祉部長にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 志政クラブ榎原伸議員の代表質問の3問目、阿波市の子育て支援についての1点目、子育てするなら阿波市、このキャッチフレーズを掲げる阿波市の子育て支援策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本市では、子育てするなら阿波市をキャッチフレーズとし、国や県、他市町に先駆け本市独自の子育て支援策を講じてまいりました。主なものとして、出産祝金、小・中学校入学祝金、義務教育修了祝金、小・中・高等学校の修学旅行費補助、新成人祝金など子育て期間の節目ごとの給付金や、18歳年度末まで所得制限なく保険診療の自己負担分を助成するあわっ子はぐくみ医療費助成、予防接種や食事の宅配サービスに利用できる1万5,000円分の阿波っ子応援券支給などの経済的支援を行うとともに、チャイルドシート購入補助金は購入金額の半額を2回まで補助し、乳幼児の交通安全を確保してまいりました。

た。また、支援給付だけでなく子育て家庭に対して寄り添った支援を行うため、マタニティーブルーや産後鬱など精神的に不安定になりやすい妊娠期から産後において、子育て世代包括支援センターぎゅっとでのきめ細かな相談支援を実施したり、日中に身近な人の助けが得られにくく、家事や育児に不安や負担を感じる妊産婦に子育て応援ヘルパーを派遣し、養育環境を整えるなど、多様な子育て支援事業を行うことで切れ目のない子育て支援施策を実施しているところでございます。

本市におきましては、令和4年4月に子どもが大切にされることを最優先とした阿波っ子条例をこども基本法の公布に先駆け制定し、阿波市全体で子育てを応援するところであり、今後とも地域全体で子育てを支え合う体制づくりにしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） 阿波市らしい子育て支援策ということで、子育て支援課だけではなく教育委員会などの支援策も併せて答弁をいただきました。

その中で出産祝金、こうした給付金以外にも子育て応援ヘルパー派遣、子育てが初めてで不安を抱える家庭に寄り添った、いかにも阿波市らしい思いやりが感じられる支援策を実施していることがよく分かりました。そして、特に阿波市の子育てにかける思いが感じられたのは、最後のほうで言われた阿波っ子条例の制定です。子どもを大切にする、阿波市全体で子育てを応援する、このことをうたった条例です。規則と違って市民に義務を課すことができる自治立法の中でも大変重いものです。こうした条例制定に関しては3月議会において、災害に強いまちづくりへの強い決意を示すためにも、市長に仮称ですけども阿波市災害対策基本条例を制定すべきと私は質問しましたが、この条例制定の提案、阿波市では地域防災計画を最上位としているので検討しますとも言ってもらえませんでした。

話が少しずれましたが、この保育料に関して、同一世帯の児童がこども園を利用する場合の保育料の減免措置について再問いたします。

まず、保育料の基本としては、1人目は住民税所得割額に応じて算定されます。2人目はその半額、3人目以降は国の軽減措置により無料となっておりますが、私はこの保育料に関して、県下の市町村同様と思っていましたが、最近になって、鳴門市をはじめ3つの自治体が、2人目の半額負担を無償としております。鳴門市に問合せをしましたら、この財源は自主財源で賄うそうです。こうした無償という情報発信、これは子育て世帯にとっ

てはインパクトが大です。阿波市で例を取り上げますと、子ども2人の共働き家庭で世帯収入が450万円の場合、阿波市では保育料1万7,800円ですから、その半額の8,900円が無償となります。これを年間に直すと10万6,800円の経済的負担が軽減されることとなります。

少子化が叫ばれる今日、第2子をもうけたご夫婦の世帯の経済的負担を軽減するために、阿波市においても、こうした同一世帯の児童がこども園に通う2人目の無償化についてお考えをお聞きします。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 志政クラブ樫原伸議員の代表質問の3問目、阿波市の子育て支援についての再問、第2子保育料の完全無償化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

最初に、保育料については、令和元年10月から国の保育料無償化により3歳児から5歳児までは保護者負担はなしとなっており、ゼロ歳児から2歳児までが保護者負担が必要となっております。また、利用者負担上限額の基準については国が定めており、世帯の所得階層に応じて、国は8階層のところ本市は10階層に区分し、各階層区分ごとに保育料の減額措置を講じており、保護者の経済的な負担軽減を図っております。一例を挙げますと、該当者が最も多い住民税所得割額が4万8,600円から9万7,000円未満の世帯を取ってみますと、国の保育料は3万円のところ本市では1万7,800円で保育料算定の水準は国の59%としております。さらに、本市の保育料は県内他市と比較しても低く、該当者が最も多い所得階層を取ってみても月額5,000円から1万1,000円低く設定しており、ほぼ全ての階層においても同様となっております。また、保育料軽減措置としては、国では独り親世帯や在宅障害者のいる世帯、こども園などを同時に利用する場合、2人目以降の軽減措置があり、徳島県においては所得制限を設け、第3子以降の保育料を無料とする軽減措置がありますが、本市ではそれらに加え、独り親家庭等への上乗せ軽減、第3子以降の保育料無料など、独自の軽減措置を講じております。

議員ご質問の第2子保育料の完全無償化についてでございますが、本市においてはもとの保育料の算定基準を低く設定し、認定こども園を利用する全ての子育て世帯に対して、保育料負担の軽減をしておりますので、第2子に限っての無償化については現在のところ難しいと考えております。

今後におきましても、認定こども園の利用の有無にかかわらず、子育て世帯の経済的、

精神的な支援を行い、引き続き阿波市らしい子育て支援施策を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） 今回再問として、鳴門市や石井町などの第2子保育料無償との情報を見て、阿波市でもと短絡的に質問をいたしました。今答弁で阿波市では保育料の算定に当たって基本ベースのところ、算定基準を、いわゆる調定額に自主財源を投じて国の算定額よりも4割近く低い水準にしていると。ですから、トータルで見ると、阿波市が認定こども園利用の全ての子育て世帯に負担の軽減を図っているという答弁のようでした。

そのことは分かりましたけども、今この第2子無償化については国や県のほうでも支援策を打ち出しているようですけども、先ほど言われた所得制限が設けられていますので、対象世帯が限られてきます。政府が掲げている異次元の少子化対策においては児童手当で所得制限など撤廃されておりますので、早く第2子無償化についても所得制限を撤廃して、第2子がおいでる世帯の負担軽減を図っていただくようお願いをして、全ての質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これで志政クラブ檜原伸君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、阿波みらい阿部雅志君の代表質問を許可いたします。

阿部雅志君。

○18番（阿部雅志君） 議席番号18番、阿波みらい阿部雅志、ただいまから代表質問を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回は、3点ほど通告してあります。

まず1点目に相続登記の申請義務化について、そして2点目に空き家対策について、3点目に持続可能な阿波市農業について、以上3点でございます。理事者の方はよろしくお願いをいたします。

それでは、1点目の相続登記申請義務化について質問をいたします。

この質問は昨年、令和5年第2回阿波市議会定例会でも質問をさせていただきましたが、質問してから内容がちょっと変わってきたので、再度質問をさせていただきます。

近年、所有者不明の建物や土地などが多く発生し、大きな問題となっていることから法律が整備され、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。相続登記とは、亡くなった方から不動産を相続した際に必要となる不動産の名義変更のことであり、土地、建物、所有者の法務省の登記簿で管理されるため手続は法務局で行われます。相続登記が義務化されると、土地所有者が亡くなった際に、相続人は所有権を認知した日から3年以内に相続登記または相続人申告登記をする必要がある。なお、正当な理由はなく期限内に相続登記をしなかった場合、10万円以下の過料が科される可能性がある。

また一方で、相続等によって土地の所有権を取得した相続人は、令和5年4月から相続土地国庫帰属制度により一定の条件を満たす土地であれば国庫に帰属することが可能となったと昨年の答弁でいただきました。先日もある知人の方から、都会で生活をしている子どもさんがおいでるんですが、農地は要らない、今のうちに処分してほしいとか遠方にいるから管理ができない、またもう土地は要らないから太陽光発電に売ってくれ、子どもさんが都会のほうに出て、こっちにいなかったらそういう話があるのかなど、このように思います。そのほか土地の相続を放棄したいという相談は何件か私のところにありました。

そこで、質問をいたしたいと思います。相続土地国庫帰属制度の条件や手続方法について、法務局の所管ではございますが、固定資産税に直接関係する分野でございますので、制度について詳しい内容などを森友市民部長にお伺いをいたします。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） 阿波みらい阿部議員の代表質問の1問目、相続登記の申請義務化についての1点目、相続土地国庫帰属制度の条件や手続方法について答弁させていただきます。

まず、申請ができる方は、相続または相続人への遺贈により土地の所有権を取得した相続人となります。土地が共有地である場合は、相続や遺贈によって持分を取得した相続人を含む共有者全員で申請する必要があります。なお、国が引き取ることのできる土地については一定の要件があり、建物がある土地、担保権や使用収益権が設定されている土地、通路その他の他人による使用が予定されている土地、土壌汚染がされている土地、境界が明らかでない土地等については国庫帰属できません。

申請手続につきましては、所管する法務局に事前相談の上、審査手数料、土地1筆当た

り1万4,000円の収入印紙を貼り付けた申請書を作成し、必要書類を添付して提出します。申請された土地については、法務局において書面審査や実地調査が行われ、国が引き取ることができる判断した場合は、帰属の承認と併せて負担金の納付を求める通知が届きます。負担金の額につきましては1筆20万円を基準とし、土地の種目や面積などに応じて算定され、30日以内に日本銀行へ納付していただく必要があります。なお、土地の所有権は負担金が納付された時点で国に移管され、当該登記手続は国が行うこととなっております。また、国庫に帰属した土地については、国が国有財産として管理することになります。相続登記の手続につきましては、所管の法務局のホームページをご確認いただくとともに相続登記の専門家への相談もご検討いただきたいと思いますと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 阿部雅志君。

○18番（阿部雅志君） ただいま森友市民部長よりご答弁をいただきました。

相続土地国庫帰属制度の条件や手続方法について非常に分かりやすく説明をいただきました。再度復唱するんですが、国が引き取ることのできる土地については一定の条件があり、建物がない土地であること、抵当権の担保権が設定されていない土地であること、土壌汚染がされていない土地であること、一筆20万円の負担金が必要であるなどと説明をいただきました。いろいろ高いハードルはあるようですが、農業がこっだけ疲弊していく場合、中山間地域においてはますます相続放棄、そういうことが増えてくるんかなと、このように危惧をしております。引き続き制度内容については、市のケーブルテレビやホームページ、またLINEなどSNSを活用して十分周知をしていただけますようお願いをいたしたいと思っております。

以上で1点目の相続登記申請義務化について質問を終わります。

次に、2点目は空き家対策についてでございます。

総務省が今年4月30日に発表した2023年10月時点の住宅・土地統計調査によりますと、国内の住宅総数に占める空き家の割合は過去最高の13.8%となり、2018年の前回調査から0.2ポイント上昇し、空き家の数もこの5年間で51万戸増の900万戸と過去最多になったと、このように報道されております。

都道府県別で見ますと、空き家率が最も高かったのは徳島県と和歌山県が21.2%、次いで山梨県、鹿児島県、高知県と続いており、この四国4県が、空き家の高い率で10番以内に徳島、高知、愛媛、香川と10番以内に入っとるそうです。人口減の歯止めがか

からない地方を中心に空き家は増加傾向にあり、少子・高齢化による人口減の影響が出ていると報道されております。

放置空き家は、建物の劣化が進みやすく、景観の悪化や悪臭、害虫の発生、倒壊の危険といった問題につながる可能性があります。先ほど1点目の答弁にもありましたように、相続または相続人の遺贈により土地の所有権を取得した相続人は国庫に帰属する制度があるが、空き家などの建物が建っている土地は引き取ることができないとされております。

そこで、2点目の質問をいたします。

阿波市では、空き家情報登録制度や老朽危険空き家除却支援事業補助金など制度はありますが、今後ますます増え続けると予想される空き家対策についてどのように取り組んでいくのか担当部長に答弁を求めます。

○議長（笠井安之君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 阿波みらい阿部議員の代表質問の2問目、空き家対策についてのご質問に答弁させていただきます。

居住目的のない空き家は全国的に増加傾向にあり、中でも適正に管理されていない空き家は周囲に悪影響を及ぼすなど大きな社会問題となっており、今後さらに空き家の増加が見込まれる中、空き家対策の強化が急務となっております。

議員お話しのとおり、総務省が調査対象世帯などを抽出し実施した令和5年の住宅・土地統計調査の速報集計によりますと、全国の住宅総数約6,502万戸に対する空き家率は約13.8%と過去最高になっており、本県では5年前の平成30年と比べ1.7ポイント増の21.2%となり、和歌山県と並び全国で最も高くなっております。

議員ご質問の今後増え続けると予想される空き家対策についてどのように取り組んでいくのかについてですが、令和4年度に市独自で実施した、市内全域の建物を対象とした実態調査を踏まえ、空き家の発生予防、利活用対策と特定空家対策を柱とする阿波市空家等対策計画を改めて策定し、総合的に施策を展開してまいりました。まず、空き家の発生予防対策として、阿波市移住ナビの情報発信などによるリノベーション促進の情報提供とNPO法人との連携による所有者の管理義務意識の醸成と啓発、利活用対策では農地を含めた阿波市空き家情報登録制度の利用促進と阿波市定住促進リフォーム補助金交付事業の活用推進、特定空家対策として阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付事業による除却支援などに取り組んでおります。今年度におきましても空き家対策関連事業費として約4,100万円を確保し、鋭意、事業展開に努めているところであります。加え

て、去る5月24日には空き家対策に関する緊急意見交換会と題し、徳島県と市町村がウェブ会議において空き家の現状や対策、取組状況などについて意見交換を行ったところです。今後ともこのような情報交換の場を積極的に活用し、課題解決のため、本市の実情を踏まえた実効性のある空き家対策にしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 阿部雅志君。

○18番（阿部雅志君） ただいま担当部長のほうからご答弁をいただきました。

私も知らなかったんですが、この頃空き家の登録制度では農地もできると今ご答弁の中にありました。空き家にしても農地がついてくる空き家が大分できると思うんで、いい制度かなと、このように思います。いろいろな情報も含めて、市としては精いっぱい空き家対策には取り組んでいってるという感じを受けました。しっかりと取り組んでいただきますように再度お願いを申し上げまして、この質問を終わりたいと思います。

それでは、最後の質問に入ります。

3点目は持続可能な阿波市農業についてでございます。

農政の憲法とも言われる食料・農業・農村基本法は、先月5月29日に四半世紀ぶりに改正をされました。この改正の背景には、人口減少や地球温暖化などにより将来にわたって本当に食料の安定的な確保ができるのか、あるいは農業従事者や農地の減少に歯止めがかかっていない、さらには近年の農業資材の高騰による農業経営者への強い危機感も重なって、国が今回改正したものでございます。

こうした状況は、農業立市である阿波市といえども例外ではありません。農業を取り巻く環境は本市でも年々変化してきており、本来ならば農業で阿波市を元気にしたいと言いたいところですが、その変化に現状が追いついていけない部分が多々あると感じます。特に全国的に、近年大きな課題である担い手の減少や高齢化の問題、また最近では中山間地域だけでなく平地でも言えることではありますが、悪い条件の農地の問題やまたそれに伴う遊休農地の問題など多くの課題が山積をしております。

現在、特に高齢化した農家は現状維持することすらままならない状況でありますので、早いうちに何とかしていかないとますます農業従事者は減る一方で、それに伴い遊休農地はどんどん増え続けていくと思います。しかし、団塊の世代があと数年で80歳を迎えることとなりますが、そうなる一気に農業従事者が減少し、阿波市農業に大きな打撃を与えることになりかねません。先ほど申し上げました国の改正基本法の中にも農業の持続的

な発展が明記され、必要な農地や農業の担い手の確保が示されてはおりますが、行政といまして危機感を持って何らかの対策を進められると思いますが、こうしたことを踏まえて2点質問をさせていただきます。

まず1点目として、私も農業を長く続けておりますが、特にここ最近では遊休農地がかなりのスピードで増え続けていると肌で感じております。阿波市内の遊休農地の現状と対策はどうなっているのか。

また2点目として、遊休農地を解消していくためには農業の担い手を増やしていくことが極めて重要であると思いますが、農業の担い手の確保及び育成をどのように進めているのか。

この2点について一括でご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 阿波みらい阿部議員の代表質問の3問目、持続可能な阿波市農業について2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の阿波市内の遊休農地の現状と対策はどうなっているのかについて、農業委員会では毎年農地の利用状況調査を行い、遊休農地や荒廃農地の把握に努めており、令和5年度末の遊休農地等の面積は110ヘクタールで、令和4年度と比較しますと農業従事者の高齢化や担い手不足などにより1年間で23ヘクタール増加しており、農地保全への取組が喫緊の課題となっております。こうした中、遊休農地等の拡大防止に向け、農業委員や農地利用最適化推進委員にご協力をいただきながら、農地の所有者に対し、耕作や貸付けの意思があるのかを確認し、耕作者を探すことで遊休農地等の拡大防止に努めております。また、遊休農地等の拡大を未然に防止するために、地域住民や自治会などの共同活動を支援する国の多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度の積極的な活用に加え、農地の貸し借りをマッチングする農地中間管理事業や農地の区画整理と集積を図る農地中間管理機構関連・農地整備事業の推進、さらには農地が有効利用されるよう目指すべき将来の農地利用の姿を明確にする地域計画の策定に取り組んでいるところでございます。

次に、2点目の農業の担い手の確保及び育成をどう進めているのかについて、本市ではふだん仕事として主に農業に従事している基幹的農業従事者数は、高齢化や人口減少も相まって年々減少しており、国が5年ごとに実施している農林業センサスによりますと、平

成22年が3,772人、平成27年が3,213人、令和2年が2,554人でここ10年間で約3割減少しており、本市農業にとりまして大変厳しい状況となっております。こうしたことから、本市におきましては昨年3月に策定いたしました第3次阿波市農業振興計画において、基本方針の一つに多様な担い手の育成・確保を掲げ、その実現に向け様々な対策を進めており、具体的にはその対策の根幹となる国の新規就農者・育成総合対策事業をはじめ、徳島県やJA等の関係機関と連携した就農準備や受入れ態勢の充実強化、加えて就農直後の経営確立を図る本市独自の支援策等を講じているところでございます。また、本市農業を未来につなぐための施策として、地域おこし協力隊員の受入れをはじめ、農業関連企業の誘致や一般企業による農業参入など農業技術の普及や食農教育を進める地域密着型の取組も積極的に推進しているところでございます。

今後におきましても、議員お話ししの遊休農地等の拡大防止や農業の担い手の育成・確保は本市農業の発展に欠かせない最重要課題であることから、引き続き国や県、JA等との連携を強化しながら、効果的な事業展開により持続可能な阿波市農業の確立にしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 阿部雅志君。

○18番（阿部雅志君） ただいま産業経済部長より遊休農地の現状対策、そして農業の担い手の確保及び育成について詳しく説明をいただきました。

農業立市である阿波市としていろいろ施策は進めているんだなど、このように思います。しかしながら、答弁でありましたように、遊休農地は1年間で23ヘクタールも増加しており、農業従事者にあっては10年間で3割も減少していると。阿波市農業にとってかなり深刻な状況となっておる。行政もあれこれといろいろ施策を打っていると思いますが、なかなか現実とはそうはいかないところがあると思います。

これは、以前にも代表質問で言わせていただいたことがあると思いますが、今後、農業施策を進めるに当たって、農家が所有する農地の面積であったり、栽培する品目やそこで働く従業員の数、一くりに農業と言ってもその形は様々なものがありますので、それぞれに応じたきめ細かい農業振興策を根気強く進めていただきたいと思います。

また、今後人口減少問題は避けて通れない中、特に家族農業や兼業農家、あるいは会社を定年して農業を始められる農家など、今回質問しました持続可能な阿波市農業を実現するためには、これらの小規模農家の役割は今後大変重要になってくると思います。農業法

人や大規模農家などへの支援も大切であることは十二分に分かっておりますが、阿波市では大部分を占める小規模農家へのサポートをなお一層充実強化していただくことが最も重要ではないかと思えます。

先ほど答弁をいただきましたが、行政としても危機感を持って農業振興を進められていることと思えますが、基幹産業を農業とする阿波市での農業振興は、単に農業を発展するという問題ではなく、地域の活性化や雇用の場の確保、また観光や移住・定住の促進にもつながると思えます。その効果は多岐にわたって期待できるものでございますので、今後阿波市で農業を試みたい、阿波市で農業をしてよかったと言ってくれるような農業施策を進めていただくことを期待いたしまして、私の代表質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これで阿波みらい阿部雅志君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、はばたき藤本功男君の代表質問を許可します。

藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 議席番号10番藤本功男です。今回は会派はばたきを代表して質問をさせていただきます。

さて、今回、私の質問は、1つ目、人口減少とまちづくりについて、2つ目、デジタル化について、3つ目、新ごみ処理施設について、以上3点でございます。

静かなる国難と言われている人口減少が止まりません。ここ10年、国も地方も地方創生の旗印のもと、人口減少の克服に取り組んできましたが、なかなか厳しい現実が続いております。先ほど、樫原伸議員からも具体的な数字も上げながら現状を触れておりましたが、今日の私は、もう少し数字にこだわって現状を捉えてみたいと思えます。

今年の4月、経済界有志らでつくる民間組織人口戦略会議が、再度、将来的に消滅可能性があるとして予測した市町村の一覧を公表しました。残念ながら阿波市も消滅可能性があるという744の市町村の一つに入っているということでもあります。

こんなパネルを。（パネルを示す）これは、先ほど言った人口戦略会議がその根拠とした数字を阿波市に当てはめてみました。人口戦略会議が根拠としているのは、若年女性、

いわゆる妊娠の可能性が高い、出産の可能性が高い20から39歳の女性というのをターゲットにしながら人口減少率を挙げているということで、2020年から2050年にかけてその変化を追っております。阿波市の対象女性なんですけども、2,661人から1,120人、減少率でいいますと57.9%であると。この消滅可能性の根拠においている数字は50%以上という形で報告がされております。これはあくまでも一つの指標ではありますが、先ほど来出ている阿波市の持続可能性について、ある意味厳しい現実を突きつけられているのではないかなと考えております。

そこで、質問です。

阿波市の人口の現状と将来予測をどのように捉えているのかお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） はばたき藤本議員の代表質問1問目、人口減少とまちづくりについて、阿波市の人口の現状と将来予測をどのように捉えているのかについて答弁をさせていただきます。

全国的な人口減少と少子・高齢化の進行と同様に、本市においても平成2年の国勢調査人口4万3,304人をピークに減少に転じています。前回の総合計画策定時には、令和6年度の人口の目標値を3万3,180人としておりましたが、令和6年5月1日現在の徳島県人口推計を見ますと3万2,565人となっており、目標値を下回っている状況にあります。また、年齢構成別では、高齢者人口比率が高くなっており、一方で15歳から65歳未満の生産年齢人口とゼロ歳から15歳未満の年少人口の比率はともに低下しております。

このような少子・高齢化の進行に伴う人口減少や労働力となる生産年齢人口の減少は、地域経済の規模の縮小につながり、地域社会をこれまでどおり維持していくことが困難となる可能性があるかと認識しております。今後においても、人口は減少傾向が続くと想定しており、このような状況も加味し、本市における長期的な人口目標については、2060年の人口目標を2万7,000人程度を維持するとした人口ビジョンを定めております。

現在、次期総合計画、総合戦略の策定を進める中で改めて人口を推計する予定としておりますが、策定に当たっては、この状況を踏まえ、出生率向上、転入促進、転出抑制など人口減少対策となる施策を体系的に整理するとともに、戦略的に展開できるよう対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 今、日本の人口であります、毎年約70万から80万人減少している。出生数は昨年、予想よりも早く73万人を切ったと。それから、合計特殊出生率についても1.20まで下がったと。婚姻数は90年ぶりに50万組を割って、戦後最少の47万4,717組だったということでもあります。

これをご覧ください。（パネルを示す）ちょっと小さいんですけども、阿波市のここ12年ぐらいの人口、出生、死亡、婚姻の推移をまとめたものであります。

人口につきましては、ここに出ているのは住民基本台帳ですので、実際はもうちょっと少ないんですけども、約6,000人ぐらいが減っていると。それから、出生数は200台から、先ほども出ましたが、117まで半減していると。死亡につきましては、毎年500から600ぐらいという形で、これらの数値から、阿波市は毎年約600人前後人口が減り続けているということが読み取れます。

国立人口問題研究所は、将来予測として阿波市は2040年に2万3,900人くらい、2050年には1万9,000人ちょっとということで、それぞれ高齢化率で見えますと47.8%から55.1%、もう完全に半分以上は高齢化ということになっています。先ほど答弁であった生産年齢人口についても、2050年には7,000人台、率にして40%で、高齢化率よりもかなり低いんですね。こういった数字がここから読み取ることができるということでもあります。

先ほどの答弁で、少子・高齢化の進行に伴う人口減少や生産年齢人口の減少は地域経済の規模の縮小につながり、地域社会をこれまでどおり維持していくことが困難になるとお答えいただきました。全くそのとおりだと思っております。

では、再問として、このように進む人口減少の中で、一体どのようなまちづくりを考えているのかお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） はばたき藤本議員の代表質問1問目、人口減少とまちづくりについての再問、人口減少下におけるまちづくりをどのように考えているのかについて答弁をさせていただきます。

阿波市のまちづくりにつきましては、本市の最上位計画である第2次阿波市総合計画に基づき、将来像である「あすに向かって人の花咲くやすらぎと感動の郷土・阿波市」の実現に向け、市民と共に様々な取組を推進してまいりました。また、令和4年度から令和6

年度までを計画期間とする第2次阿波市総合計画後期基本計画では、本市の最重要課題である人口減少の克服のため、安全・安心のまちづくり、活力あふれるまちづくり、子育て応援のまちづくりの3つを重点テーマと定め、重点的、戦略的に各種施策に取り組んでいるところでございます。

議員ご質問の人口減少下におけるまちづくりにつきましては、これまでの総合計画のもとで進めてきたまちづくりをしっかりと引き継ぐとともに、現計画である後期基本計画の達成状況や少子・高齢化、人口減少の一層の進行、大規模自然災害の発生などの社会情勢を十分に勘案するなど新たな視点を取り入れながら、次期総合計画、総合戦略の策定を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 阿波市は、町田市長のリーダーシップのもと、人口減少克服のために、3つの重点テーマを中心に各種施策に取り組んでいるということを理解しております。しかし一方で、縮小社会になる現実を避けて通ることはできません。それに向けていかに戦略を立てて準備していくのか、これが問われていると。

子どもの数が減れば、豊かな学びの場を確保するために統廃合の問題が当然起きてきます。学校の維持にかかる経費の問題も避けて通れません。高齢者が半数を占めるということは、いかにして健康寿命を延ばし、生きがいを持った暮らしづくりができるのか、施策の中身が要求されます。生産年齢人口が減るということは、高齢者の働く場のさらなる確保や外国人労働者の受入れ体制の構築なども視野に入れなければなりません。先日も、私、社協の会がありまして、そこであることを質問したときにお答えいただいたんですが、介護人材の不足が深刻であるというふうなことも言われておりました。

今、町田市は阿波市まちづくりミーティングという新しい施策に取り組んでいます。住民と膝を突き合わせてニーズを酌み取り、課題を解決して町の活性化を進めようという試みだと思います。住民が主体となって活躍する活動を後押しするということは、持続可能性のまちづくりにとって大変重要であると認識しております。人口問題を考えるとき、経済合理性以上に大切なのが個の尊重だと言われていています。いかに生きやすく、安心して自分の人生を選ぶことができるのか、これからのまちづくりの真価が問われている気がします。

次に、再々問として、次期阿波市の総合戦略の骨格をどのように描いているのかについて

てお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） はばたき藤本議員の代表質問の1問目、人口減少とまちづくりについての再々問、次期、阿波市の総合戦略の骨格をどのように描いているのかについて答弁させていただきます。

最初に、去る10日に、政府のほうで2014年から取り組んできて10年になるんですけど、地方創生の取組について国のほうで検証報告がございました。やはり東京への一極集中への流れを変えるには至らずということで、よいところとしては地方への移住が増加したということで、その結果について、検証結果というのは深掘りしたものはございませんでした。

そういった中で、阿波市は総合戦略を、本市が今後進めていく人口減少対策、地域経済の活性化、そして持続可能な地域づくりに向けた施策の方向性や目標を定めるものでございます。

平成27年10月に第1次阿波市総合戦略を策定いたしまして、平成31年度までということで、現在は現行の第2次阿波市総合戦略は令和2年度から今年度までということで、期間が5年間であって、阿波市の最上位計画でございます阿波市総合計画の後期基本計画と同じく期間が今年度で終了することから、次期総合戦略は総合計画と一体化、内包するというように考えております。そして、現在策定業務を進めております。

なお、これまでの総合戦略と今回も同じく人口減少の克服と地方創生という目的を明確化するとともに、数値目標やKPIを設定するなど、地方版の総合戦略としての内容を備えたものとしたいと考えております。

そして、人口について若干お話しいたしますと、現在、日本の人口は約1億2,200万ということで、世界で第12位ということでございますが、この1億人という数字にかなりこだわっているところに、いろんな四国市長会とか全国市長会でも言っておりました。

この経緯を少しお話ししますと、江戸時代には日本の人口というのは1,200万人だったんですが、それが明治時代に3,400万、約ですけど、ぐらいになって、その後100年間で、昭和42年に初めて1億人に日本の人口はなったということで、直近では2011年から13年連続人口が減少しているという状態でございます。その要因につきましては、先ほど藤本議員のほうでいろいろな資料も使いまして説明がありました。こんな

中には円安とかいろいろな外交とか、いろいろな社会情勢を含んだものがございます。

そして、今回の総合戦略におきましては、特に対策といたしまして、人材育成ということで、自治体職員の人材育成に企業、関係団体も含めた人への投資、そして2点目としては、市民が安全・安心に暮らせる防災・減災対策のさらなる充実によって暮らしを守ると、そして3点目が子ども・子育て施策の充実、そして4番目が複数自治体による広域連携の強化と。そして、一番重要なのが、10年前と政府も違いまして、少子化、人口減少対策も現実に見据えた対応もしていく必要があると。あくまで少子・高齢化対策は十分対策を打って努力はするんですが、現実的に人口が減ってきたときの対応も併せてしておくということが重要だと考えております。

そういったことで、次期総合戦略は総合計画でのまちづくりと同様に人口減少対策となる施策を継続的に取り組む必要があることから、第2次阿波市総合戦略の成果のあったものは継続し、よいところは継続すると。そして、新しいものを、阿波市に見合ったものを取り入れながら、国のデジタル田園都市国家構想に合わせました計画を策定して、市民の皆さんに評価をしていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とします。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 今、町田市長も触れられましたが、政府は、まち・ひと・しごと総合戦略を抜本的に改定しまして、これからはデジタル田園都市国家構想に切り替えるということを一昨年12月、閣議決定いたしました。

ただいまの答弁は、それらを受けながら総合戦略と総合計画を一体化させる、そして今までの骨格を踏襲しながらも社会情勢を勘案し、新たな視点も取り入れてKPI、つまり目標値を設定するとお答えいただきました。（パネルを示す）

この資料は、2020年から2040年にかけて日本の社会はあらゆるものが縮小していく、言葉を変えていくと8割まで減るということで、8掛け社会になるということイメージした図のようです。特にこの行政サービスを考えてみますと、担い手の中心は地方公務員であります。これが今言ったように2割減、80%になる。町村においてはもっともっと減って7割、いや6割まで減るのではないかなと言われてる。しかし、人口が減っても必要な人手が減りにくい、あるいは減してはいけないサービスというのがありまして、これらは、例えば道路、阿波市は市道だけで1,000キロを超えておりま

すので、この維持管理、あるいは医療、介護、これも高齢者が増えていきますので非常に重要であるし、上下水道、阿波市の場合は特に上水道ですが、前回も質問しましたが、老朽化が進んで耐震等で今後莫大なお金もかかるということを知りました。

これらをじゃあ克服するための対策として一体何をするのかということなんですが、1つはデジタル化による効率アップ。これも今、阿波市もいろんなデジタル化によって人の手をできるだけ減らそう、AIによって減らしていこうという施策を進めています。それから、行政サービスの広域化、今ちょっと市長も触れられました。消防とかごみとかというのは広域化でやっていますが、今後、この広域化をますます考えなければいけないんじゃないかなと。それから3つ目、専門人材の育成。先ほど触れたデジタル人材、もうこれは必要不可欠ですし、水道のことで言えば、部長に教えてもろうたんだけど、人材がない、保守点検するのにいないんだってなことでありましたから、これ本当に専門人材の育成も重要である。そして、サービスの取捨選択、つまり何もかもはできない、本当に必要なサービスを特化して、切るものは切らざるを得ませんよというふうなことだと思います。

このような一つのこれは参考なんですが、方向性がやはり今後の総合戦略にも生かされるだろうと思うし、市長、私思うんですが、阿波市、市役所の職員が非常に優秀です。特に若い人たちはこれから社会を見据えて頑張ろうとしている。この総合戦略と計画が一体化する次期計画においては、ぜひとも若い人材のそういった意見、能力をそこに反映してほしい。コンサルに頼らざるを得ないところはあるかと思いますが、ぜひともビルドアップの次期計画を作成してほしいというのが私の意見であります。

○議長（笠井安之君） 質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

午後0時07分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 次に移ります。

先ほど、政府が進めるデジタル田園都市国家構想に触れました。これは、デジタルの力によって全国どこでも誰でもが便利で快適に暮らせる社会を目指しています。12月からマイナ保険証もスタートします。阿波市も様々な場や手続でデジタル化を進めております。

そこで、質問です。

阿波市のデジタル化の現状がどうなっているのかについてお尋ねします。

デジタル化の現状、はい。

○議長（笠井安之君） 暫時休憩いたします。

午後1時01分 休憩

午後1時01分 再開

○議長（笠井安之君） 再開いたします。

（10番藤本功男君「え、ちょっと待って、ちょっと今」と呼ぶ）

休憩いたします。

午後1時02分 休憩

午後1時02分 再開

○議長（笠井安之君） 再開いたします。

藤本功男君。

○10番（藤本功男君） そこで、繰り返しになりますが、阿波市のデジタル化の現状がどうなっているのかということと、プロジェクトチームの取組について、2つについて質問をいたします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） はばたき藤本議員の代表質問2問目、デジタル化について幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の阿波市のデジタル化の現状はどうなっているのかについてでございますが、本市では、令和4年度よりDXの推進に向け、全庁的さらに横断的な推進体制として阿波市デジタル化推進プロジェクトチームを設置し、計画的にまたスピード感を持って行政のデジタル化を進めているところでございます。

最初に、住民票の写しと印鑑登録証明書につきましては、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニ等で取得することができるコンビニ交付を令和3年3月に開始しております。

次に、令和4年4月に開設しました市公式LINEにおいては、友だち登録者数の増加に向けキャンペーンなど様々なイベントを実施してまいりました。その結果、友だち登録者数は順調に推移し、令和6年6月1日時点での友だち登録者数は5,240人となって

おり、多くの方にご利用いただいている状況でございます。令和5年度には新たなLINEの拡張機能としまして、自分が欲しい情報を受信設定により選択できるセグメント配信や、道路及び公園遊具等の破損、街路灯の球切れ報告等の機能を追加いたしました。さらには、令和5年9月からは市公式LINEによりマイナンバーカードによる本人確認、手数料をキャッシュレス決済にすることにより、スマートフォン上で住民票や税証明の申請処理が完結するLINE電子申請サービスを開始いたしました。同じく、公共施設予約システムの導入では、オンライン上から市内施設の予約状況の閲覧や予約、キャッシュレス決済を行うことにより連動したサービスを受けることが可能となりました。

今年4月からは、人の声をAI音声認識で処理し、会議録を自動作成できるAI議事録システムを新たに導入し、職員の事務の効率化を図っております。

加えて、本年10月からは、市民課及び税務課が取り扱う各種手数料の支払いを様々なキャッシュレス決済に対応していく予定であり、市民の皆様にとりましても、行政サービスのさらなる向上が期待できると考えております。

次に、2点目のプロジェクトチームの取組についてでございますが、本市では行政のデジタル化の推進を図るため、阿波市デジタル化推進プロジェクトチームを令和4年4月に設置しており、このプロジェクトチームのメンバー構成の特徴としまして、役職ではなく役割に応じた、そして部局を問わない全庁的、横断的な推進体制でデジタル化への意識改革を効果的に図ることのできる若手中心のメンバー構成としました。

プロジェクトチームの役割としまして、現在まであらゆる業務を一度棚卸しし、プロジェクトチーム会議の議論の中で計画的にまた優先順位をつけるとともに、複雑かつ多様化する市民ニーズに対応するため、既存のサービスとデジタル化によるサービスの比較検討など、市民一人一人の生活に寄り添った誰もが暮らしやすい持続可能なまちづくりサービスについて協議検討を重ねてまいりました。

今後も、プロジェクトチーム内での協議を深め、国や県の交付金や補助金などの財源の確保にも注視しながら、計画的にまた迅速に行政DXを推進することにより、市民の利便性の向上並びに事務の効率化を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） ただいまの答弁で、市のデジタル化が各分野において順調に進んでいるということが分かりました。

市の公式LINEにおいては、友だち登録数が6月1日時点で5,240人、これは市民の6人に1人がもう既に登録をしているということになります。

(パネルを示す) これ、今触れました市の公式のLINE、スマホの画面、これを抜き出したものです。画面には、基本メニュー、まちの魅力、防災・コロナというのがあって、まず基本メニューには12のタブが、まちの魅力には10、防災・コロナには7つがあるんですが、この基本メニューをちょっと見てください。例えばこれ、最初に来ているのが市の公式ホームページです。これをクリックしますと市のホームページに入りますから、通常パソコンでするホームページの内容が、ここから全て見ることができます。そのほかにもデマンド型乗合交通あわめぐりの申込みと、それから公共施設の予約、そのほかごみ収集カレンダー等々ということで、このLINEを使うことによって、市の様々な分野の行政情報をオンラインで取ることができるということでもあります。

答弁でもありましたが、私もマイナンバーカードを使ってコンビニで住民票の写しも取りました。またさらに、先ほどあったLINEの電子申請を使って、自分の戸籍の写しを取り寄せることも試みをしました。これら、市役所の窓口に行かずともこのような手続きができるということは、まさにデジタル化の恩恵の一つであるということでもあります。私、以前に熊本市の例を出して、LINEでインフラや公共物の破損の写真などを不具合箇所報告できないものかと質問しました。今の答弁で、この機能、いわゆるセグメント配信も一昨年から動いているということでもあります。DX、デジタルトランスフォーメーションの取組が市民の利便性の向上に様々寄与しているということがよく理解できました。

またしかし一方で、このようなデジタル化のサービスが進む一方、これについていけないいわゆるデジタル弱者といたしまししょうか、特にご高齢の方などは少なからず今の現状についていきにくいということもあろうかと思えます。

そこで、再問として、市民の情報格差の是正についてお尋ねします。

○議長(笠井安之君) 坂東理事。

○理事(坂東孝一君) はばたき藤本議員の代表質問2問目、デジタル化についての再問、市民との情報格差の是正について答弁をさせていただきます。

現在、情報通信技術の発展並びに2010年頃よりスマートフォンが普及し始めたことや情報通信速度、容量の向上により、モバイル端末を活用したインターネット利用が拡大し、いつでもどこでも必要な情報を入手することが容易になるなど、デジタル技術は日常生活において欠かせない存在となっております。さらに、2021年9月にデジタル庁が

発足し、国を挙げて社会全体のデジタル化が進められており、行政のデジタル化をはじめ、様々な場面でデジタル技術が取り入れられていく中、誰もがその恩恵を享受できる社会としていく必要があります。

そのような中、市民の皆様がデジタル行政の恩恵を受けられるよう、本市におきましても、昨年度には生涯学習講座としてスマホ教室及びパソコン講座を開催しており、最近では通信事業者や民間企業等がスマートフォン教室などを積極的に開催していることから、実施主体が官民間わない形で、また本市のデジタル化への取組と合わせてご活用いただけるよう、引き続き支援してまいりたいと考えております。

今後も本市のデジタル化を進めていく中で、誰一人取り残さない、全ての市民の皆様がデジタル行政の恩恵を享受できる社会の実現を目指し、市民ニーズの把握に努めるとともに、民間事業者の取組の参考事例も踏まえながら、今後もハードウェアを有さない方やデジタル分野が苦手とされる方への情報格差の解消を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 先ほど触れるのを忘れておりましたが、いわゆるプロジェクトチームの件です。これ、副市長を筆頭にして、まさに庁舎、全課横断的につくったチームということで、もうその取組の成果が今回のデジタル化につながっているという、そういう答弁をいただきました。非常にこれは生きていたプロジェクトチームだと理解をしております。

さて、今、情報格差の質問をいたしました。これは地元紙が5月5日に載せた記事であります。こんな記事がありました。（パネルを示す）

勝浦のICT相談室好評。スマホやPC、パソコンの疑問、丁寧に説明。情報格差解消を目指すという記事でありました。これ私すぐに目が止まったんですが、勝浦町では、地域活性化協会が町民の情報格差をなくすために、4年前から情報相談室、ICT相談室を設けて取り組んでいるということで、スマホやパソコン、タブレットの使い方などをはじめとして、今いろいろネット上での被害がたくさん起こっておりますが、そういった消費者トラブルにも対応しながら、小松島市の消費者センターと連携して市民の相談に乗っているという記事でありました。これ、町民の方からも、分からないことを親切に教えてくれるので助かるということで、年々相談件数も増えて、非常に好評であるというふうな記事でありました。先ほどの答弁で、スマホ講座やパソコン講座の開催などを行って

るということでありましたが、今、例に示しました勝浦町の例も参考にしながら、まさに誰一人取り残さない情報環境づくりにさらに工夫、改善を加えて、即効性のある対応を加速させていただきたいと願っています。

次に、再々問として、議会と一体化したデジタル化の推進についてお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） はばたき藤本議員の代表質問の2問目、デジタル化についての再々問、議会と一体化したデジタル化の推進について答弁させていただきます。

令和4年6月に、国において、デジタル社会の実現に向けての計画が閣議決定をされたところです。これにはAIとかDXを盛り込んで業務の効率化と市民サービスの充実をともに相乗効果を生んでいくということでございます。地方公共団体における行政のデジタル化につきましては、先ほど議員も言われましたように、行政手続等のオンライン化など一定程度進んできており、議会に関するデジタル化につきましても、昨今地域において差はあるものの、着実に進展していると感じております。こうした状況の中で、二元代表制により、市町村の政策決定機関であります本市市議会におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大という未曾有の危機などをきっかけに新しい生活様式にも反映され、デジタル化推進の必要性は今後ますます高まっていくと考えられます。

このことから、市議会のデジタル化をスムーズに進めていくためには、先ほど理事からも申し上げましたが、本年度より新たに阿波市デジタル化推進プロジェクトチームメンバーに議会事務局の職員を選任し、さらなる行政デジタルの進展とともに本市議会でのデジタル化の在り方を議論、検討してまいりたいと考えております。

議会のDX化には様々な手法がありまして、多くの先進地事例で運用されているものを幾つか紹介いたしますと、クラウドのシステム導入によってペーパーレス会議、電子データの保存、そして音声認識ソフトによる市議会の会議録の作成、SNSを活用した情報発信、障がい者の方に配慮した議会中継、電子決裁システムの導入などがありまして、県内でも導入する議会が増えているのが現状でございます。

今後も、引き続き国が掲げる議会に係る手続のデジタル化などの内容を参考に、議会の皆様と十分議論をしまして、調整、調和を図りながら、市議会のデジタル参画に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 今の答弁で、地方公共団体における行政のデジタル化とともに議会のデジタル化も着実に進んでいることが分かりました。徳島県でも24市町村議会のうち17の議会がタブレット等の導入、または導入予定でデジタル化を推進しているようであります。

この目的は、住民にとって開かれた議会、つまり見える化をつくることだと考えています。デジタル化の効用によって無駄を省き、効率化を進め、より多くの成果や利便性を生み出していく。総務省も、委員会だけでなく本会議の一般質問のオンライン化を認めるようになりました。様々な理由で議会に行くことができなくてもオンラインで参加できることは、乳幼児を抱える人、介護等で離れにくい人など、議会がより身近なものになる道が開かれることにつながります。デジタル化の効用は、行政データがクラウド上で管理され、いつでもどこでも取り出せ、議論の俎上にのせることができる。ますます増えるデータ、紙で調べる時間のロスと手間を省くことができることにもつながります。答弁でもありましたが、コロナ禍や大災害のようなときの危機管理において、オンラインでやり取りができ、議会としての意思決定ができる可能性が広がります。先ほどの答弁で、阿波市のデジタル化推進プロジェクトチームに議会事務局員が参加する話もありました。阿波市議会は今後、議会改革特別委員会を中心として、じっくりと行政と一体となってデジタル化の推進に向けて議論を深めていきたいと考えています。

予算も伴うことですので、行政当局はもちろんのこと、市民の皆様にも説明を果たし、着実に成果を生み出していただけるように努力してまいります。

次に移ります。

ここ数か月、阿波市東と西のごみ処理施設をめぐる動きが徐々に明らかになってきております。2月13日の阿波市全員協議会において、現施設、吉野町にある中央広域環境センターの稼働を延長する、しかしごみは燃やさずピットのみを利用して県外に運び、処理してもらい、期間は2年から3年を想定をしているというお話がありました。この変更に伴い、組合は現施設の土成町、吉野町の関係住民、そして阿波町東長峰の新ごみ処理施設周辺の7つの自治会に対して説明会を開きました。

そこで、質問です。

東西の地元自治会の説明会を経て、現状をどのように総括しているのかお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） はばたき藤本議員の代表質問の3問目、新ごみ処理施設につ

いての1点目、東西の地元自治会の説明会を経て現状をどのように総括しているのかについて答弁させていただきます。

まず、現施設についてでございますが、中央広域環境施設組合では、新ごみ処理施設の令和7年8月稼働が見込めない状況となりましたことから、令和7年8月以降、中央広域環境センターでごみの焼却は行わず、積替保管施設として利用し、市外へ搬出する計画を進めることとし、令和6年3月から周辺住民の皆様を対象とした説明会を開催してまいりました。本議会の開会日に行政報告で申し上げましたように、第2回目の説明会を5月18日に土成町で、19日に吉野町でそれぞれ開催し、約60名の方にご出席をいただき、今後の運営方針などについてご説明させていただきました。説明後の質疑応答では、稼働期限後のごみの搬出先や周辺対策事業の見直しなどのご質問をいただき、現状についてお答えをさせていただきました。

次に、新ごみ処理施設建設についてでございますが、中央広域環境施設組合において、3月21日から3月31日までの間に東長峰自治会など周辺7自治会に新ごみ処理施設の建設に伴う説明会を開催し、約120名の皆様に参加をいただき、新ごみ処理施設の現状や今後について説明させていただきました。説明後の質疑応答では、事業費が高騰した理由や今後のスケジュールなどのご質問をいただきました。

事業費が高騰した理由でございますが、まず当初の想定建設事業費約38億5,000万円につきましては、民設民営で建設運営されておりますごみ処理施設の建設費を参考にして積算を行っているため、公設で実施することと比較して安価な想定事業費でございました。令和3年3月26日開催の組合議会において、阿波町東長峰が最有力候補地として報告され、令和3年度、国の交付金に係る計画を提出するに当たり、阿波町東長峰を建設予定地として、施設の基礎を含めた建築物やごみ収集車の受入れからごみの選別・処理、処理後の固形燃料の製品化に至るまで、プラント設備などの費用を具体的に算出したところ、約65億円となりました。その後、想定外でありますウクライナ情勢や円安による資材や人件費の大幅な高騰などにより、現在の事業費約73億円となったことなどを説明させていただきました。

なお、新ごみ処理施設整備事業費73億円を基に財源内訳をお示しいたしますと、国からの交付金が21億9,000万円、地方債が44億8,950万円、一般財源として6億2,050万円と見込んでおり、建設時におきましては、一般財源6億2,050万円を1市2町で負担することとなります。本議会の開会日に行政報告で申し上げましたよう

に、令和6年3月末までに周辺7自治会全てから建設に関する同意を得ることができましたので、新ごみ処理施設建設について一定のご理解をいただいていると考えております。

今後も、中央広域環境センターでのごみ処理及び新ごみ処理施設建設につきましては、周辺住民の皆様や自治会の皆様にご理解をいただけるよう、誠意を持って丁寧な説明をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 今の答弁で、吉野町、土成町については、稼働期間後のごみの搬出先や周辺対策事業の見直しなどの質問が出たということでありました。

一方、東長峰周辺の7つの自治会への説明会ですが、私も地元住民の一人として参加をし、ほかの自治会の議事録にも目を通しました。前回の説明会から一番期間の短い自治会で1年1か月以上空いておりました。ですから、様々な質問、疑問、そして意見が出されました。どうして建設費が倍近くに高騰したのか、なぜ土地が買取りから賃貸、リースになったのか、事業方式が公設公営になったいきさつは、組合は情報を全く出さない、その上言うことはどんどん変わる、募るのは不信感ばかりだ、建設予定地の様子が全く分からない、今後のスケジュールはどうなっているのか、周辺対策事業はいつ始めるのかなど。そして、組合管理者である市長にはしっかり説明責任を果たしてほしいという声が多く上がりました。

周辺7つの自治会は、ごみ処理施設はなくてはならないものであると、まさに苦渋の決断をして建設に同意いたしました。今後、期間や環境、安全等の内容を盛り込んだ環境保全協定書を締結する予定です。どうか組合、市長には、周辺住民が納得する対応を強く求めるものであります。

次に、再問として、今後のスケジュールについてお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） はばたき藤本議員の代表質問3問目、新ごみ処理施設についての再問、今後のスケジュールについて答弁させていただきます。

まず、新ごみ処理施設建設につきましては、造成工事終了後、中央広域環境施設組合において、令和7年度早々に業者選定に着手し、速やかに新ごみ処理施設整備工事に着工できるよう準備を進めてまいります。新ごみ処理施設につきましては、令和9年度末までに整備工事及び試運転の完了を目指しているところでございます。

次に、中央広域環境センターにおきましては、令和7年8月以降ごみの焼却を行わず、既存施設を改造し、積替保管施設として利用し、搬入された可燃ごみは市外へ搬出して処理を行う予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） ただいまの答弁で、東西両方の施設の今後のスケジュールについて説明がありました。

今まで何回か説明をしていただいたわけですが、特に今回、新ごみ処理施設のスケジュールについて確認をするために、新ごみ処理施設工程表というのを私のほうで作りました。（パネルを示す）これで、市民の皆さんもテレビ中継を見てくださいますので、しっかりと確認をしたいと思います。

先ほども触れた調整池、池の工事ですが、もう既に終わっているということです。これ、地元には知らされておられません。それから、この調整池でありますけども、縦横16メートル、55メートル、深さ4.5メートルという大きさであります。当然これ、外からは見ることはできません。次、造成工事等ではありますが、今、地権者は残土整理を行って造成工事に取りかかる準備をしていると聞いております。造成工事が出来上がりますと、賃貸借契約、これの本契約を締結すると。それから、先ほどの答弁でもありましたが、業者の選定、入札であります。これは来年4月から6月の間にすると説明を受けております。入札がうまく整えば、次、設計と工事に移っていきます。約2年間でしょうか。設計と工事が2027年、令和9年の途中で終わったら、あと試運転をして、先ほど説明があった2028年、令和10年4月から新ごみ処理施設は稼働すると、こういう流れだということをここで確認しておきます。さらに、地元との関係であります。地元連絡協議会を今後立ち上げて、先ほど触れた環境保全協定書、これを地元7つの自治会と締結するという運びになっております。そして、来年度途中からは周辺対策事業にも取りかかると、このような説明を議会あるいは地元説明会等でいただいております。

次に、再々問として、地権者との賃貸借契約の中身等について、管理者である町田市長にお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） はばたき藤本議員の代表質問の3問目の再々問、地権者との賃貸借契約の中身について答弁をさせていただきます。

発言の機会をいただきましたので、現状について説明をさせていただきます。

現在、2市2町の広域で行っているごみ処理につきましては、廃棄物処理法第6条で、一般廃棄物については市町村において収集処分の義務、責務が課せられております。来年7月をもって中央広域環境施設組合を脱退する吉野川市を除く阿波市、上板町、板野町においては最重要課題だと受け止めております。

昨今の報道にもありましたが、来年7月をもって現施設の焼却の稼働は停止し、吉野町、土成町以外に施設を建設し、移転することが相ならなかったということで、その地域住民の皆様、また新施設の、阿波町なんですけど、建設予定地がある阿波町の周辺地域の皆様、この報道にあった2年8か月の遅れについて、管理者として心よりおわび申し上げます。先ほど部長の申し上げたスケジュールではぜひ完全移転できるよう、令和9年度末ということですから、令和10年3月31日までに施設を建設し、試運転もいたしまして、こういったスケジュールで、これに関しましては昼夜を問わず努力を現在重ねているところでございます。

そして、今年の4月24日に市長に就任して、当事業についてはそのときから十分認識しておりまして、この遅れをいろんなところで、叱咤激励もされておりますが、謝罪をするとともに、副管理者である板野町長、上板町長、そして1市2町の議員の皆様、組合議員、そして地域周辺の皆様、そして阿波市全体、板野町、上板町民さんも含みますが、全ての方にこの遅れを謝罪したいということで、特にいただいた意見で感じておりますのは、この2年8か月というのは来年の8月から2年8か月の遅れということで、これにつきましてはしっかりとこの約束を守っていくという決意は十分に持っております。このようなことで、これから一生懸命やって、その期限を厳守するということを念頭に、いろんなことを市議会にも相談していきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

そして、先ほど言いました今の新ごみ処理施設の候補地につきましては、前徳島県知事より今の所有者の方から許可をいただいております、土地開発事業、そして林地開発事業の県知事の許可をいただいております、目的を新ごみ処理施設事業として進めております。現在、建設地内において防災調整池の整備を進めております。防災調整池の整備終了後、速やかに地権者による造成工事に着手していただき、造成工事完了後に土地の賃貸借の契約を締結したいと考えております。新ごみ処理施設建設事業は公共事業でありますので、それらを十分踏まえまして、契約の内容につきましては現在精査中であります。

また、新ごみ処理施設周辺の7自治会における説明会でご指摘のありました、造成工事

の進捗状況など情報の共有につきましては、非常に至らないところもありますが、誠意努力いたしまして、1市2町の議会、そして繰り返しますが、周辺住民を含めた市民の皆さんには節目節目で説明しながら、事業が円滑に進むように取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） ここ数年来、町田市長におかれましては、副市長時代から、本当に東奔西走しながらごみ処理施設の建設に向けて尽力されているということは、私、いろんな場面で知っております。本当によく努力されているということだけはそのとおりであると認めますが、しかしそれでよしとするわけにはいきませんので、少し今思うところを、地元住民を代表して重ねながら少し言わせていただきます。

これ、東長峰の建設予定地は当初、地元自治会への説明では、2.9ヘクタールの土地を組合が購入するという話でありました。私たち地元住民は、単なる迷惑施設という受け止めではなくて、2.9ヘクタールの土地を有効に利用し、見学や研修、防災や憩いの場など、少しでも付加価値のあるものにできたらいいなといろいろ相談をし、要望事項を考えていたところでありました。ところが、急に借地に関するうわさが持ち上がりました。説明では、2022年、令和4年7月に借地に関する仮契約の協定を地権者と結んだということであります。地元の説明はありませんでした。以前に質問したときに、他の公共施設に借地はある、借地の後の跡地のことも考えなくていい、こんなメリットもあるというお答えをいただきました。しかし、普通の公共施設とはちょっと違います。私、調べてみますと、ごみ処理施設のような場所を借地やリースにしているという例はほとんどないと理解しております。交渉相手が民間ですから、相手は経済の論理で動くのは仕方ありません。しかし、この件も含めて交渉が後手後手に回っている感は拭えません。

今、東長峰の建設予定地はバリケードがしてあって監視カメラがあり、立入禁止です。先ほどのスケジュールにも触れましたけども、調整池が完成したなんて地元の住民は知りません。見るができないんですから。藤本さん、朝夕遠くから建設予定地を眺めているけれども、何をしようのか全く分からなくてよ、こんなんでええんでか、おまはんと地元の人に詰め寄られる場面も度々であります。この調整池、説明では組合と地権者の負担割合が7対3であり、1億2,000万円の公費をつぎ込んでおります。先ほどの答弁で、正式な賃貸借契約は造成工事が終わった後で締結するので、中身については答えられないということでした。吉野川市は市有地の工事ですから、造成工事をはじめとする進捗の様

子をホームページで写真つきで公開をし、説明をしてきています。また、現場に行って、誰でも工事の様子を観察することができます。東長峰の建設予定地は、遠くから眺めるのが精いっぱいです。これが借地の現実でしょうか。

先ほどの答弁で、造成工事の進捗など情報共有について誠意検討するということでありました。地元住民からも、この土地がどのように使われ、何が建ち、どのような安全対策が講じられているのかを知りたいという声が本当にたくさん寄せられております。ここは市長、地権者ときっちり交渉していただいて、建設の過程をぜひともオープンにして、地元住民の安心を得る努力をしていただきたいと、このように思います。なかなか大変なところもあり、本当に汗水垂らしながら日々動いていることは重ねて理解しておりますが、どうか地権管理者である市長の英断を待っております。どうぞよろしくお願い致します。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これではばたき藤本功君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時48分 休憩

午後2時02分 再開

（20番 三浦三一君 退場 午後2時02分）

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番樫原浩二君の一般質問を許可いたします。

2番樫原浩二君。

○2番（樫原浩二君） 議長。

○議長（笠井安之君） はい。

○2番（樫原浩二君） 不規則発言等ございましたら、後で結構なのでまたご注意お願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。

今回、この質問に関していろんな思いがあります、いろいろ視察も行かせていただいたのでね。質問の趣旨がぶれるといけませんので、長々と前置きをするのは省きまして質問に入ります。

単刀直入に、教育長にお聞きします。

急激な児童・生徒数の減少による阿波市の小・中学校の再編、統合計画は今後どのようにしていくのか、阿波市教育界のトップである高田教育長の考えをお聞かせください。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 檜原浩二議員の一般質問の1問目、急激な児童数・生徒数の減少による阿波市の小・中学校の再編、統合計画はどうしていくのかについて答弁させていただきます。

全国的な少子化の進行に伴い、本市においても小・中学校の児童・生徒数は減少傾向にあり、学校の小規模化が進行しております。本市の小・中学校に通学する児童・生徒数の現状を見ますと、令和6年5月1日現在、小学生1,406人、中学生773人、合計2,179人となっております。児童・生徒数を出生数データから予測しますと、5年後の令和11年度には小学生1,063人、中学生722人、合計1,785人となり、394人減少する見込みです。率にすると18%減少することとなり、小・中学校の小規模化の傾向は今後も進行していくことが予想されます。

学校の小規模化は、構成する集団が小規模になることにより、集団教育の特徴が生かされず、また中学校では個性を育む大切な場である部活動にも影響が生じるなど、様々な面に影響を及ぼすことが考えられます。

学校としての望ましい規模につきましては、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校教育の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられていることから、地域の実情に応じた活力ある学校づくりについては、教育委員会としても学校再編を検討する時期に差しかかっていると認識しております。

一方で、学校は地域コミュニティの拠点としての役割も担っており、地域の皆様の活動にも深く関わっております。また、市内小・中学校区における児童・生徒数の減少幅にも差があり、学校再編に関する地域住民の意識にも違いがあると考えられ、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の工夫、改善を行いながら、現在の学校規模のもとでどのような教育課題があるかを継続的に分析、検討を行う必要があります。加えて、各地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や、本市における適正な学校規模を主体的に検討することが必要であると考えております。

今後、学校再編を進めるに当たり、将来を担う子どもたちの教育環境をより望ましいも

のに整えるため、学校関係者、保護者及び地域住民の皆様方のご意見をお聞きしながら、まずは小・中学校再編に向けたアンケート調査の実施や学校の適正規模、適正配置の調査を進めるなど、今後、本市の小・中学校の再編、統合の在り方についてしっかりと検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） 高田教育長より、学校再編を検討するという重い言葉をいただき、今後未来ある子どもたちのために、よりよい教育環境づくりに邁進していただけたらと思います。

次の質問に移ります。

さて、今年4月より阿波市が誕生して20年目を迎える節目の年となっております。その間、市内の一体感の醸成は一定図られたと感じます。しかし、合併時より約9,000人人口は減少し、生産年齢人口の減少により、歳入面では、今後想定される市税収入の減少、加えて合併による財政支援措置の減少、歳出面では、医療・介護といった社会保障経費、公共施設や道路、橋梁などの老朽化対策経費の増加が見込まれます。現在、比較的健全な財政状況ではありますが、方向性を誤ると非常に厳しい状況に陥ることも想定されます。

そこで、将来にわたって持続可能に発展し続ける阿波市を実現するためには、人材や財源といった限られた資源を有効活用することが重要であります。また、強固で安定した財政基盤を構築するためには、自治体の財政状況を分析するための様々な数値である財政指標を検証しながら、対策を講じることが非常に重要であると考えます。

最初の質問として、令和4年度決算において96.5%という比較的厳しい指標であった経常収支比率を含む財政指標の課題及び対策について、町田市長にお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 榎原浩二議員の一般質問の2問目、阿波市の財政基盤の充実・強化についての1点目、財政指標等の課題及び対策について答弁をさせていただきます。

市民が主役のまちづくりを継続するに当たっては、強固な財政基盤の維持、継続が必ず必要となってきます。本市の財政基盤を分析、検証するに当たっては、健全化判断比率のほか、財政力指数、経常収支比率などの財政指標を用いており、これらの数値を他市と比較する場合には類似団体との比較が多く行われております。この類似団体とは、人口や産

業構造に応じて類似化したもので、本市と同じ類型は全国に132団体あり、近隣では吉野川市、美馬市が挙げられます。各市町村の令和4年度決算における財政指標を比較しますと、指数が1に近いほど財源に余裕があるとされている財政力指数は、本市0.35に対して類似団体平均は0.38、順位は132団体中67位で、本市が平均を下回っている要因としては自主財源に乏しいことが挙げられ、財政基盤の強化が必要であると考えております。

次に、借入金の返済のためのお金が通常見込まれる収入に占める割合を示す実質公債費比率は、本市7.7%に対し、類似団体は平均は8.9%、順位は41位と、かなり上位とはなっているものの、今後も比率の改善を目指してまいります。

そして、将来負担比率については本市の数値はございませんが、類似団体平均は15.7%となっております。これは数字がないのがよいのですが、今後も悪化することがないように、慎重な財政運営に努めてまいります。

そして、先ほど議員からご指摘がございました経常収支比率については、財政構造の弾力性を測定する比率として用いられ、比率が低いほど新たな財政需要に対し弾力的に対応できるとされております。令和4年度の経常収支比率は、本市96.5%、これは100%のものに対して96.5%経常的なものを使用したら残りは3.5%と、かなり弾力性がないということで、類似団体は92.3%、順位は115位となっており、本市の一番の財政指標の中での課題だと考えております。

この改善する対策としましては、平均を上回っている要因として普通建設事業などに係る公債費や道路等に係る維持補修費の増加などが挙げられますが、経常収支比率を改善する方法としては、市税などの経常的な収入を増やすか、あるいは義務的経費など経常的な経費を減らすことが挙げられることから、経常的な収入の確保につきましては、さらなる企業誘致やネーミングライツの導入など、新たな収入の確保にしっかりと取り組むとともに、歳出におきましては既存の事業を統合や廃止を行った上で、新規事業を行う際にはスクラップ・アンド・ビルドの使用によって事務事業の見直しや、公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の総量や配置の最適化を進め、徹底した歳出削減と効率、効果的な財政運営に取り組み、経常収支比率の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 樫原浩二君。

○2番（樫原浩二君） 丁寧な説明をしていただきまして、よく分かりました。経常収支

比率、実質公債費比率、将来負担比率等の現状分析がよくなされていると思われました。今後も、それらを分析、検証して改善するもの、維持していくものをしっかりと実行し、持続可能な財政基盤を維持していくことをお願いしておきます。

次に、今年度、先ほど質問した健全財政を維持していくために、令和7年度から令和11年度の新阿波市行財政改革プランを作成すると聞いております。中期財政見直しを含め、来年度以降の本市の指針となるものであり、毎年見直しはするものの、精度の高さが求められます。

そこで、再問として、新阿波市行財政改革プランへの市長の考え方について町田市長にお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 檜原浩二議員の一般質問の2問目の再問、新阿波市行財政改革プランへの市長の考え方について答弁させていただきます。

本市では、合併初年度の平成18年3月以降、阿波市行財政改革大綱、阿波市行財政改革推進プランに基づき、未来を見据えた自立、持続可能な行財政基盤の構築を目指し、職員数の適正化や組織体制、事務事業の見直し等、市政全般にわたる改革を着実に進めてまいりました。一方、有利な財源である合併特例債など、合併に伴う財政的な優遇措置は残すところ僅かであり、今後の人口減少、少子・高齢化社会の到来に伴う将来的な市税や地方交付税の減少などが想定されます。加えて、社会保障の増加や老朽化した施設の整備、再編、広域で取り組む新ごみ処理施設への整備への対応などを考慮すると、本市の財政状況は今後厳しいものになると予想されます。

令和6年度は合併後20年目を迎える節目の年であり、行財政改革大綱及び行財政改革推進プランの見直しの年でもあります。新たに策定する行財政改革推進プランは、今後本市が未来を見据えた自立、持続可能な行財政基盤の構築を目指す上で、極めて重要なものであると考えているところです。新阿波市行財政改革推進プランの策定に当たり、昨年度は全職員を対象とした財政説明会を開催し、本市の財政状況への危機意識の醸成と行財政改革の重要性について認識を深めたほか、本年4月には新阿波市行財政改革推進プラン策定に向けた説明会を開催し、より実効性のある推進プランの策定に向け準備を進めているところでございます。

続いて、新阿波市行財政改革推進プランでは、さらなる企業誘致やネーミングライツの導入など、歳入の確保にしっかりと取り組むとともに、少子化が進む本市において次の世

代の負担を減らすためにも、公共施設個別管理計画による施設の統廃合の推進や幅広い行政事務を効率的に行っていくため、スクラップ・アンド・ビルドや行政DXの推進など、全庁一丸となって取り組んでいる所存でございます。

今までの行財政改革におきましては、ある程度、合併に係る財政支援措置というものがございましたが、この間におきましてもしっかりと努力はしてまいりましたが、全庁挙げてということは、これからはかなり覚悟を持って行財政改革プランをしてくれというような指示を、以前に比べて会議を開くようにしております。

こういった中で、今後本市を取り巻く状況といたしましては、繰り返しになりますが、人口減少、少子・高齢化などより厳しい状況が予想されますが、この状況をしっかりと克服して、10年後、20年後先の将来を見据え、次の世代に負担を残さず、健全で持続可能な財政運営を引き継げるよう、これまで以上にスピード感とコスト意識を持って行財政改革にしっかりと取り組んでまいりますので、榎原浩二議員をはじめ議員におかれましてはご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） よく分かりました。1年後がなかなか見通せない社会情勢ではありますが、レーダーを深くして10年後、20年後も安全・安心で、市民が活力あるまちづくりを実行できる、持続可能な財政基盤を堅持できる行財政改革プランを作成してください。

それでは、次に行きます。

吉野町、土成町、市場町、阿波町と、4町の町が合併して阿波市が誕生し20年目を迎えていますが、合併したスケールメリットを生かしてどのように公共施設等をスリム化してきたのか、何点か質問をしようと思います。

まず1点目。阿波市発足以来20年目であるが、旧町時代、さっき言いよったような吉野、土成、市場、阿波町から引き継いだ公共施設をどれだけ削減してきたのか、ご答弁お願いいたします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 榎原浩二議員の一般質問3問目、阿波市合併20年目であるが、4町合併のスケールメリットを生かしてどのようにスリム化してきたのかについて、阿波市発足以来20年目であるが、旧町時代から引き継いだ公共施設をどれだけ削減してきた

のかとのご質問に答弁をさせていただきます。

本市の公共施設の約45%の建物は建築後30年以上経過しており、一部の施設については50年以上経過している施設もあり、これら公共施設を全て更新していくためには多額の経費が必要となります。次世代へ引き継がれることや公共施設の更新等のために過大な負担を残すことをできる限り避けるため、早急に対策を立て、次世代へ価値のある公共施設を引き継いでいく必要があります。

阿波市が発足してからの公共施設の削減ですが、令和5年度末では全体の延べ床面積の約2%に当たる約4,000平方メートルの削減となっております。主なところで申しますと、幼稚園や保育所の認定こども園への集約化及び一部民営化を実施しております。また、旧庁舎を減築し整備した阿波地域交流センターあわむすび内に阿波運転免許センター等を誘致するなど、施設の利活用にも努めてきたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） ありがとうございます。

合併して20年かけて2%。

次の質問に行きます。

削減した中で、庁舎、認定こども園関連を除いた数字をお聞かせください。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 榎原浩二議員の一般質問3問目、阿波市合併20年目であるが、4町合併のスケールメリットを生かしてどのようにスリム化してきたのかについての再問、庁舎、認定こども園関連を除いた数字をお聞かせくださいとのご質問に答弁をさせていただきます。

庁舎、認定こども園関連を除いた数字として、延べ床面積が約5,500平方メートルの削減となっております。主なところで申しますと、金清自然活用センターの除却や土柱自然休養村管理センターの減築を実施しており、着実に公共施設のマネジメントを推進してきております。また、旧土成町において取得していた財産を民間企業へ売却するなどの取組を進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） ちょっとややこしなるんですけど、先ほど4,000平方メー

ルの削減であって、庁舎、認定こども園関連を除いたら今度5, 500平米になったということややこしいんですけど、結局大きい庁舎、アエルワも入るんですけど、建て過ぎて、集約するどころか逆に増えちゃったということによろしいですね。

次の質問に行きます。

今後、急激な人口減少、歳入の減少、扶助費の増加が見込まれるが、今の公共施設を維持管理、更新していけるのかについてご答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 樫原浩二議員の一般質問3問目、阿波市合併20年目であるが、4町合併のスケールメリットを生かしてどのようにスリム化してきたのかについての再々問、今後急激な人口減少、歳入の減少、扶助費の増加が見込まれるが、今の公共施設を維持管理、更新していけるのかとのご質問に答弁をさせていただきます。

本市におきましても、昭和40年代後半から多くの公共施設を整備してきた経緯から、それら施設の老朽化が進行している一方で、少子・高齢化に伴います社会保障費の増加、人口減少、特に生産年齢人口の減少に伴う税収の減少など、財政は厳しい状況でございます。そこで、多額の費用がかかる公共施設やインフラ施設の維持管理への取組が重要であると考え、施設全体の管理に関する基本的な方針を定めた阿波市公共施設等総合管理計画を平成27年度に策定しております。

このような状況から、阿波市公共施設等総合管理計画におきましては、将来の人口や財政状況、また市民ニーズをしっかりと踏まえながら機能維持を図るだけでなく、施設の機能、性能、安全の向上も含めた長寿命化工事を実施するなど、既存施設の抜本的見直しに取り組んでおります。平成29年度には、その総合管理計画に基づき個別施設ごとの具体的な方針を定めた阿波市公共施設個別管理計画を策定しており、平成30年度から令和4年度までの5年間の第1期マネジメント期間と設定し、以後令和19年度までの合計4期20年間のマネジメント期間を設け、事業を進めております。

これまでの成果としまして、平成27年度から令和2年度までの6年間で、施設の集約化や譲渡、除却など事業を推進することにより、施設の総延べ床面積が約5,700平方メートル、全体の約3%削減につながっております。現在は、令和5年度から令和9年度までの個別管理計画に沿って事業を推進しているところであり、本市の人口規模や財政状況に応じて施設の適正な維持管理ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） 先ほど、20年間で公共施設の削減率が2%という数字に愕然としましたが、合併すれば重複する公共施設の見直しをするのは当然であります。スリム化されないまま、合併特例債も終えんをもうじき迎えます。建物もずっと新しいわけではないんですよ。維持管理、修繕費用、これからどんどん増大していきます。痛み先送りのツケが今やってこようととんとんです。

次に行きます。

ここに公共施設の一例を挙げますと、阿波市が管理している屋外の公衆用トイレの数と年間維持管理費用、公園の維持管理費用についてご答弁お願いいたします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 榎原浩二議員の一般質問4問目、阿波市が管理している屋外の公衆用トイレの数と年間維持管理費用、公園の維持管理費用について幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず初めに、1点目の阿波市が管理している屋外の公衆トイレの数についてはでございますが、本市が管理している屋外の公衆トイレの数としては全体で33か所となっております。公園や公共施設の一部として設置されているトイレが23か所で一番多く、単独で設置されているトイレは10か所となっております。

次に、2点目の屋外の公衆トイレの年間維持管理費用、公園の維持管理費用についてはでございますが、33か所ある屋外の公衆トイレの維持管理費用としては、令和5年度実績では約800万円となっております。また、公園84か所の維持管理費としましては、光熱水費、清掃や草刈りの委託費、遊具や設備の修繕費などがあり、令和5年度実績では約1,300万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） ありがとうございます。

ここに東かがわ市と吉野川市が管理している屋外用トイレの数を調べた資料があるんです。これ、背中合わせ、香川県ですけど東かがわ市が、管理数、屋外用公衆トイレ14個。阿波市33ですよ。吉野川市、これ20個。大分少ないですけどね。この2つの市と比べて、阿波市は突出して数が多いのが分かります。これも多くのトイレが旧町時代から引き継いだものですからなんですが、合併後、これは阿波市になってからですよ、スリム

化とは真逆の、新たに新設のトイレを7か所も造っただけですよ。7か所も。スリム化せんと新しく造っただけですよ。その分、まだ維持管理費もたくさん要するという事です。

まだまだ、個別に調べればまだまだたくさんあると思うんですが、今回はやめときます。

次の質問に移ります。

町中を走っていると、よくあわめぐりってステッカーを貼った車を見かけます。阿波市独自の公共交通なんですけど、このデマンドバス事業はどのような経緯でいつから始まったのか、ご答弁ください。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 樫原浩二議員の一般質問5問目、デマンドバスの運行状況、運行費用について、どのような経緯でいつから始まったのかについて答弁をさせていただきます。

本市におきましては、公共交通の検討を進めるため、平成21年にバス事業者、各種団体の代表者、国、県の関係機関などによって構成する阿波市地域公共交通会議を設置し、地域公共交通に関するアンケート調査の結果や、路線バス等の運行状況に基づいて協議を重ねてまいりました。さらに、平成29年2月には、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を目指すため、阿波市地域公共交通会議にタクシー事業者や学識経験者、大学教授を加えた阿波市地域公共交通活性化協議会を設置しました。当協議会において、本市における公共交通の課題整理と方向性について議論を進めた結果、平成30年3月に公共交通空白地域の解消や市民ニーズに対応するため、新たな交通モードとしてデマンド型乗合交通の運行、路線バスの見直しなどを盛り込んだ阿波市地域公共交通網・形成計画を策定しました。そして、平成31年4月からはデマンド型乗合交通の実証実験運行を2年間実施した上で、料金体系や乗降場所の見直しを行い、令和3年4月から阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりの本格運行を開始しました。

あわめぐりの利用者数は年々増加しており、令和5年度は延べ1万3,632人で、阿波市地域公共交通計画の目標値である年間利用者数1万2,000人を達成しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 樫原浩二君。

○2番（樫原浩二君） 平成21年から始まり、本格的に平成29年から協議会を設置した。よく分かりました。

それでは、現在デマンドバス事業あわめぐりを始めるに当たって、導入時参考にした自治体と運行状況、運行費用の比較について質問します。答弁よろしくをお願いします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 檜原浩二議員の一般質問5問目、デマンドバスの運行状況、運行費用についての再問、現在、導入時参考にした自治体と運行状況、運行費用の比較について答弁をさせていただきます。

あわめぐりの運行開始に当たり、参考とした自治体が幾つかございますが、その中の香川県まんのう町と本市とを比較させていただきました。

香川県まんのう町では、平成21年よりデマンド型乗合タクシーの試験運行を開始し、平成24年4月から本格運行を始めております。運行日は祝日と年末年始を除く平日で、午前8時から午後4時半まで、利用料は1回につき300円でワゴン型の自動車3台で運行しており、令和5年度の利用者数は延べ約6,600人で、事業費は約3,650万円となっております。

一方、本市のあわめぐりの運行状況ですが、運行日は祝日と年末年始を除く平日で、午前7時から午後6時まで、利用料は1回につき500円ですが、70歳以上の高齢者や障害のある方などは300円となります。ワゴン型とセダン型の自動車4台で運行をしており、令和5年度の利用者数は延べ1万3,632人で、事業費は約3,100万円となっております。人件費や燃料費の高騰など、運行に係る経費は年々増加傾向にありますが、限られた財源の中で最大の効果を得られるよう、効率的な運行に努め、市民の皆様にも末永くご利用していただける持続可能な公共交通を目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 檜原浩二君。

○2番（檜原浩二君） すばらしいと思います。

ここに資料があります。直近2年間に利用満足度アンケートを阿波市のほうが取っております。令和4年度では88.4%、令和5年度は86.8%の利用者が満足、やや満足と回答しておる。ここまでの満足度は市単独でしている交通機関では、全国に誇れるものでないでしょうか。予算規模にしても約3,100万円、運賃収入、これお金払った分を全部市が取り上げよんですが、これが約300万円、これを差し引いて約2,800万円で運営しよんですよ。乗車人数も年間1万3,632人と、参考にしたまんのう町より年間約850万円も安く運営し、乗車人数も倍の乗車率を誇っている。これからも、地域住

民の皆様のために頑張ってください。よろしく願いいたします。

最後になりますが、今回の質問では、学校再編では高田教育長より学校教育の熱い思いが聞け、また町田市からは、行財政改革にしっかりと取り組んでいくという答弁をいただきありがたかったです。

私は今回の質問に際して、賛同される方、また批判される方、いろんなご意見があると思います。私は30年先、50年先、少しでも長く阿波市という名前が残ってほしいとの思いで今回問題提起をしました。市長は、阿波市を船に例えると船長さんです。乗船しているのは阿波市民です。かじ取りをしっかりと取っていただいて、難局を乗り越えてください。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで2番樫原浩二君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時44分 休憩

午後2時55分 再開

（20番 三浦三一君 入場 午後2時55分）

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番中野厚志君の一般質問を許可いたします。

12番中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 議席番号12番、日本共産党中野厚志、ただいまから一般質問を始めます。

最初に、介護保険について質問したいと思います。

65歳以上、第1号被保険者の高齢者が納める介護保険料が3年ぶりに改定され、基準月額是全国平均で6,225円と過去最高を更新しました。介護保険料が導入された2000年度に比べると、額は2倍を超えています。物価高が収まらない中、年金生活者にとっては大打撃です。

本市の基準月額は6,100円で第8期と変わらず、全国平均、県平均6,515円よりも低く据え置かれています。県内9市町村で引き上げられていることを考えれば、よしと考えるべきなのか。しかし、据え置いた市町村の中には、基金を取り崩して対応したという情報です。本市もそれに該当するのでしょうか。

また、お隣の上板町をはじめ藍住町、石井町は引き下げています。徳島新聞の記事によ

れば、上板町では徳島文理大学と協力してフレイル予防や健康づくりの活動に注力するなどした結果、高齢者の予防意識が高まり、重度の要介護認定数が3年前から12%減ったということです。ぜひ参考にしたいと思います。

令和6年度から今後3年間の指針を定めるこの第9期介護保険事業計画について、第8期と比較して主な変更点は何でしょうか。答弁ください。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 中野議員の一般質問の1問目、第9期介護保険事業計画についての1点目、第8期と比較して主な変更点は何かについて答弁をさせていただきます。

本市ではこれまで、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて医療・介護、介護予防・生活支援などの一体的なケアが提供される地域包括ケアシステムの構築、また地域住民が主体的に参画できる地域共生社会の実現を目指し、取組を推進してまいりました。

今年度から施行しております第9期介護保険事業計画の策定に当たっては、国が定めた基本指針である介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化、推進に向けた取組、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上に基づき、見直しを実施いたしました。

第8期との主な変更点につきましては、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の方には保険料上昇の抑制を図るため、介護保険料の所得段階を9段階から13段階に変更しております。

1人当たりの介護保険料につきましては、事業計画による算定結果では高齢化の進行に伴い介護給付費の増加が見込まれ、保険料基準額が上昇することが示されておりましたが、できる限り第1号被保険者の方の負担軽減を図るため、基金を活用し、基準額を第8期と同額の保険料に据え置く決定をしたところでございます。

また、介護予防や日常生活支援につきましても、さらに取組を促進し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、総合事業を充実してまいります。その他、介護現場におけるサービスの充実、介護人材を確保するための取組などが主な変更点となっております。

今後におきましては、第8期計画の施策、取組を発展的に継承しつつ、中・長期的な未

来を見据えて地域包括ケアシステムの深化、推進に向けた取組を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

所得再分配機能という考え方から、保険料の段階を9段階から13段階に変えたということです。それで低所得者の方のほうは非常に減額して、高所得者の方のほうは少し負担が増えたという感じになっていると思います。あと、基金を取り崩して保険料の値上げを防いだ、そういうことは非常に評価されると思いますが、ちなみに私の介護保険料は第10段階で6,100円掛ける12か月掛ける1.9で13万9,080円です。年金天引き。参考に、第1段階は2万860円、一番高い第13段階の人は17万5,680円です。

計画策定に当たり、昨年9月の本市の高齢化率は38.5%。高齢化率の上昇は避けられません。介護に係る施策の持続可能性を確保し、地域包括ケアシステムの構築、さらに拡充を一層推進し地域共生社会の実現を目指すとあります。ぜひその方向で向かってもらいたいと思います。

\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、  
\_\_\_\_\_。\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、  
\_\_\_\_\_。（79字取り消し）人生100年時代ですから、長寿を祝う還暦や古希の祝いはもう時代遅れなのではないでしょうか。65歳までの雇用保障が企業に求められ、再雇用で70歳まで働く人もまれではない時代です。先ほど誰かもおっしゃいましたが、日本の繁栄を支えてきた約800万人の団塊の世代は、来年には全員が75歳の後期高齢者になります。当然、要介護者の増加も予想されます。身を粉にして建てたマイホームで、支払ってきた介護保険料に見合う手厚い介護施策のもと、子や孫たちに囲まれて最期を迎えたい、こんな当たり前の願いが軍事優先の岸田政権によって脅かされています。それは、高齢者や家族の家事援助など在宅生活を支える大事なサービス、訪問介護事業の基本報酬を引き下げたためです。この施策は、人生100年時代に逆行する国の愚策と言えます。介護保険サービスの質が少しでも落ちないように、介護保険改悪を押し返す意味でも自治体独自の支援が重要になってきます。

そこで、質問します。

本市の自治体独自のサービスとして、どんな制度があるかお答えください。

○議長（笠井安之君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 中野議員の一般質問の1問目、第9期介護保険事業計画についての再問、自治体独自のサービスとしてどんな制度があるのかについて答弁をさせていただきます。

本市が独自に行うサービスの主なものとして、1点目は、家族介護用品支給事業でございます。この事業は、要介護4または5と判定された要介護者をご自宅で介護している家族等に対して、紙おむつ、尿取りパッド、紙パンツの購入費用の一部を補助するもので、月5,000円、年間では6万円まで支給しており、ご利用に当たっては要介護者と介護者の両方の世帯全員が市民税非課税であることが条件となっております。

2点目は、認知症高齢者等見守り支援事業でございます。この事業は、徘徊のおそれがある認知症高齢者等の家族が位置情報サービスによる見守りを利用する場合に、GPS機器等を購入またはレンタル費用の一部を補助するもので、購入する場合は1万5,000円まで、レンタルの場合は1万円までを補助しております。

3点目は、緊急通報体制整備事業でございます。この事業は、一人暮らしの高齢者や重度の障害のある方に対して緊急通報装置を無償で貸し出し、利用者からの緊急相談通報を24時間体制で対応するとともに、電話による安否確認や緊急時には関係機関や地域住民等の協力を得て、利用者の状況確認や救急車の手配等を行うものでございます。

4点目は、高齢者等見守りキーホルダー、シールの配布事業でございます。この事業は、高齢者が外出先で突然倒れたり、徘徊等により保護されたときに速やかに身元や緊急連絡先が確認できるよう、登録番号が入った見守りキーホルダーや靴のかかどに貼るシールを希望者に配布するものでございます。

今後におきましても、高齢者等やご家族の方が安心して生活できるよう支援体制の強化に取り組み、地域共生社会の実現を目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

本市では、家族介護用品支給事業、認知症高齢者等見守り支援事業、緊急通報体制整備事業、高齢者見守りキーホルダー配布事業と、4つのサービスがあることが分かりました。全国に目を向けると、原則として自己負担もあるのですが、例えば配食サービス、紙おむつの給付、訪問理美容、訪問歯科診療、外出支援、物忘れ相談、家事援助等がありま

す。

先ほどの1番目の答弁の中で、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から第1号被保険者間での介護保険料の所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料の上昇の抑制を図り、9段階から13段階に変更したとありましたが、あくまで介護保険料は少しでも安いほうがいいです。国は、介護保険サービスの利用料負担増を考えています。市民からの負担を少しでも減らす方向で取り組んでもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

今後も、市民の声を聞き、行き届いた介護保険の事業の推進に力を入れていただき、高齢者の方が老いることに不安を抱かず、安心して弱者になれる社会の実現を目指してほしいと思います。

以上で介護保険については終わります。

2番目の質問に参ります。

2番目は、災害時の協力井戸登録について。

先週6月9日に、林地区防災訓練が行われました。雨天のため、講演会が行われませんでした。その中で、実際に能登半島に行かれて支援をしてきた方の話と写真の紹介がありました。写真を見ただけでも思った以上にひどいと感じましたが、現地に行った方はもっと思っていた以上にひどいと感じたはずです。その中で、水道の断水で洗濯やお風呂に使う水の確保がとても大変であり、重要でもあることも報告されました。

現在、阿波市では100か所弱の井戸が災害時協力井戸として登録されているようですが、実際、災害時の井戸水の利用は誰が管理していくのでしょうか。答弁ください。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 中野議員の一般質問の2問目、災害時協力井戸登録についての1点目、災害時の井戸水の利用は誰が管理、統制していくのかのご質問に答弁をさせていただきます。

年初の令和6年能登半島地震の被災地では、水道が断水し不便な生活を強いられることになり、改めて災害時における水の重要性を再認識したところでございます。本市では、昨年度既にご登録をいただいている全ての災害時協力井戸につきまして、危機管理課職員による現地調査を完了しており、調査の結果、現在91か所について安全に使用可能な井戸として登録し、市ホームページで公表しているところでございます。

議員ご質問の災害時の井戸水利用の管理統制についてでございますが、災害時協力井戸

登録制度とは、身近な場所で飲み水以外に使用する生活用水を確保するため、所有者の方のご厚意により、周辺で被災された方へ生活用水を供給する井戸として、無償で提供していただくものでございます。加えて、井戸水の提供は所有者の方の善意により行われていることから、井戸水の提供を受ける際には所有者の注意をよく守るとともに、井戸水を必要とする周辺住民の方々が広く恩恵を享受できることがこの制度の意義であると考えております。

引き続き、市民の皆様には本制度の重要性を理解いただけるようホームページ等により周知するとともに、災害時において周辺住民の方々に井戸水をご提供いただける方を募集し、市民の皆様の生活用水の確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 危機管理課の職員による水質検査等の現地指導でしっかり井戸水の管理を見守っていただき、災害時に有効利用できるよう、市として配慮、指導をよろしくをお願いします。

ふだん、水道を利用しているときはあまり水のありがたさを感じませんが、私も今まで2度ほど水道が使えず、困ったことがありました。1度目は、山間部の僻地一級の学校へ勤務していて冬期に教員宿舎の水道が凍って水が出ず、隣の民家に水をもらいに行きました。その家は、山からの湧き水をパイプで引いて使っていました。2度目は、今の阿波町の家で防寒対策をきちんとやらずに凍ってしまい、隣に水をもらいに行きました。そのとき、隣の方に防寒対策の問題点を指摘されました。以後、その指摘されたことを実行して、凍って断水になったことはありません。

最近では、温暖化で雪も降らず、水道管が凍る可能性は少なくなりましたが、忘れた頃にやってくる寒波はちょっと恐ろしいところがあります。寒波が来ても使える、土地からの恵みである井戸は非常に大切なものであるという認識もできました。災害時協力井戸が本当の災害時に大きな貢献をするかもしれません。そう考えると、登録された民間の井戸をしっかり守ってもらうことも重要です。民間井戸利用への補助金等の予定や計画はあるのか、答弁ください。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 中野議員の一般質問の2問目、災害時協力井戸登録についての再問、民間井戸利用への補助金等の予定や計画はあるのかのご質問に答弁をさせて

いただきます。

井戸水は、平常時には庭木への水やりや打ち水に利用が可能であり、節水効果もあることから、近年各ご家庭においてもその利便性が再認識されているところでございます。議員ご質問の、民間井戸利用への補助金等の予定や計画はあるのかについてでございますが、災害時協力井戸は所有者の方のご厚意により、周辺で被災された方へ生活用水を供給する井戸として無償で提供していただくものであり、阿波市災害時協力井戸登録要綱第3条の登録要件に災害時に無償で井戸水を提供できることと規定されていることから、補助金等の予定はございません。

なお、本市では災害時協力井戸新規登録時、もしくは登録から一定の期間が経過した場合において、所有者の方のご希望がある場合には、井戸水の水質検査を実施しております。

今後も引き続き、所有者の方のご理解、ご協力をいただきながら、生活水の確保及び公衆衛生の維持に努めるとともに、災害時協力井戸の有益性を啓発し、さらなる登録数の確保を目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 中野厚志君。

○12番（中野厚志君） 答弁いただきました。

阿波市災害時協力井戸登録要綱第3条の登録要件によって、災害時に無償で井戸水を提供できること、そういうふうな条例でしょうか、そういうふうに自治体のほうで規定している、それで市民は無償でというかボランティアな感じで水を提供する、そういうふうに決めていただいたら、非常にありがたいと思いました。

前の議会でもあったんですけども、能登半島地震は体育館で被災者が雑魚寝させられる避難所の問題が未解決であることを浮き彫りにしました。そんなに思わなかったんですが、言われていることは言われていました。しかし、その後台湾の地震で、台湾の自治体の対策がすごく速かった。そのことで、日本の地震対策の対処が遅いんでないかと、そういう考えがすごく浮かびました。

被災者の権利と人道支援の国際基準を決めたスフィア基準というのがあります。それは、被災者には尊厳ある生活を営む権利、援助を受ける権利があり、支援者は最善を尽くさなければならないとしています。例えば、1日に必要な水は1人15リットル、トイレは20人に1基といった具体的な指標も出しています。

日本同様災害の多いイタリアは、常設の災害対策の国家機関、市民保護庁があります。国が示す避難所の基準を満たさない自治体に罰則を科す法律があり、避難所は全国で標準化されています。プライバシーが守られるテントに簡易ベッド、大型テントに食事ができるテーブルと椅子が配置されます。1台で1時間に1,000食の温かい食事を提供できるキッチンカー、スロープつきで車椅子でも利用できるトイレカーが稼働し、1週間後には簡易ベッドはマットレスつきになります。こうした災害時の物資が全国で大量に備蓄されているといいます、イタリアでは。

日本は東日本大震災から13年もたつのに、なぜ災害対策の専門機関をつくらないのでしょうか。内閣府に防災担当組織はありますが、政府や経済界の方にトイレ、キッチンカーの備蓄を訴えると平時に稼げないとの返答です。それなら、消防署は利益を上げているのでしょうか。避難所の課題を考えると、日本の政府はイタリアのような先進国に学ぶ姿勢が見られず、日本でまともな人権教育がなされず、災害対応が施し、思いやりなどにとどまっているように思います。

そういう災害対策についてもっと日本の政府はやってほしいと思う反面、その分また自治体のほうでいろんなカバーをお願いしたいということを訴えて質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これで12番中野厚志君の一般質問が終了いたしました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時25分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番松村幸治君の一般質問を許可いたします。

15番松村幸治君。

○15番（松村幸治君） 15番松村幸治、ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず最初に、阿波市の行財政改革について、その中から1つ目は合併特例債について、2つ目は地方交付税交付金について、2つの質問を一括して質問をさせていただきます。

この中で、合併特例債は、たしか私の記憶では来年ぐらいまで活用が可能であると認識しておりますが、残りの活用限度額と今後の予定している主な事業をお聞きしたいと思い

この質問をいたしました。

もう一つのほうの地方交付税交付金について、これは阿波市への配分額と今後の見通しについてお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 松村議員の一般質問1問目、阿波市の行財政改革について、幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の合併特例債についてでございますが、本市では平成17年4月の合併以降、合併特例債を活用し、ケーブルテレビ施設整備事業や庁舎及び交流防災拠点施設整備事業など多くの事業を実施し、市民の一体感の醸成を図ってまいりました。合併特例債は、当初10年の活用期間でありましたが、東日本大震災の発生等により2度にわたって延長され、令和7年度まで活用することが可能となっております。

本市における活用限度額につきましては、約222億2,000万円で、これまでの活用率は約97.9%、残り約4億7,000万円が活用限度額となっております。今後、活用を予定しております主な事業としましては、阿波健康福祉センター大規模改修事業や吉野中央公民館及び吉野柿原公民館の老朽化に伴う吉野コミュニティセンター大規模改修事業などとなっております、おおむね活用限度額まで合併特例債を有効活用できる見込みとなっております。

次に、2点目の地方交付税交付金について答弁をさせていただきます。

令和6年度の国の地方財政計画では地方交付税の総額は1兆8,671億円とされ、対前年度比3,060億円、率にして1.7%の増額となっており、本市におきましても昨年度より1億円増の6億5,900万円を当初予算に計上しているところでございます。

今後の地方交付税の見通しとしては、昨年5月より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進みつつあり、雇用、所得環境が改善する一方、物価高騰の長期化や中東地域をめぐる情勢など、歳入歳出とも不確定な要素があり予測が難しい状況となっております。

また、本市を取り巻く状況としましては、人口減少、少子・高齢化に伴い将来の市税や地方交付税の減少など厳しい状況が予想され、これまで以上に徹底した歳入確保と経費の削減に取り組む必要がございます。

令和6年度は、阿波市行財政改革大綱及び阿波市行財政改革推進プランの見直しの年と

なり、新たな行財政改革推進プランでは、10年後、20年後も見据えた改革を推進し、健全で持続可能な財政運営に取り組んでいく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） ただいまの答弁で、合併特例債については、ただいま残りが約4億7,000万円、この中でたしか吉野コミュニティセンターの大規模改修事業等もやっていくとのことでした。また、地方交付税交付金については、持続可能な財政運営に取り組んでいくということでありました。

私は、今年3月末まで阿波市の監査委員を2年間務めさせていただきまして、先ほどの答弁の中にもございました持続可能な財政運営がいかに大切かということを実感した次第でございます。今後も10年、20年先を見据えた財政運営をお願いして、次の質問に移ります。

次の私の一般質問の2問目、人口減少問題における市長の財政運営方針はということで質問をさせていただいております。

その中から、1番目に市営住宅の新規建設より民間活用を考えては、2番目に近い将来、先ほどもこれ質問に出ましたが、小学校の統合は避けて通れないと思われるが市長のご見解はということ、3番目に支所を縮小して費用の軽減を図ってはということ、そして4番目にこれまでつくってきた基金で何らかの運用はするのかということ。これ4つとも非常に先の暗い、緊縮、緊縮の質問ばかりなんですけれども、避けて通れない道だと思ってこの4つ市長のお考えをお伺いしたいと思うて質問をさせていただきました。答弁をお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 松村議員の一般質問の2問目、人口減少問題における市長の財政運営方針はについて、4点ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まずは最初に、1点目の市営住宅の新規建設より民間活用を考えてはについてでございます。

本市は、市営住宅の中・長期的な建替事業方針などを定めた阿波市公営住宅等長寿命化計画に基づき、順次統合建替事業を進めております。

一方では、建替工事の着手については計画の中間見直しにおいて実施時期から建て替え

ボリュームを再判断することとなっていることから、今後の市営住宅の供給について地域における住宅事情や本市の財政事情などを勘案し、市が工事を行う直接建設方式のみだけでなく、松村議員ご提案の民間の資本を活用した借り上げ公営住宅方式などを含め、多様な市営住宅の供給方針について検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の近い将来小学校の統合は避けて通れないと思われるが市長の見解はについて答弁させていただきます。

先ほど代表質問でも類似質問が出ておりましたが、全国的な少子・高齢化の進行に伴い、本市においても地域差はあるものの児童数は減少傾向にあり、学校の小規模化が進行しております。過去の議会においても学校再編に関するご質問を何度かいただいており、避けては通れない重要課題であると受け止めております。また、小学校は本市の未来を担う子どもたちを育む場でもあることから、学校としての望ましい規模について検討する時期に差しかかっていると認識しております。

一方で、学校再編の判断は、教育的観点のみならず学校は地域の歴史や文化とともに地域コミュニティの拠点としての役割も担っており、地域の皆様の活動にも深く関わってきております。

今後学校再編を進めるに当たり、将来を担う子どもたちの教育環境を望ましいものに整えるためにも、保護者や地域住民の皆様のご意見をお聞きしながら、今後の本市の学校再編、統合の在り方について、教育長をトップとした教育委員会と共にしっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の支所を縮小して費用の軽減を図ってはについて答弁させていただきます。

支所につきましては、市民の利便性や地域の密着性を大切にしながら、多様化する市民ニーズに対して迅速かつ適正なサービスに努めております。

しかし、人口減少や高齢化の進行などにより今後厳しい財政運営が見込まれる中、行財政改革の取組は喫緊の課題となっております。

そのため、企画総務部、市民部の関係職員をメンバーとした支所機能のあり方プロジェクトチームを昨年9月に立ち上げ、現状把握調査を行ってまいりました。調査結果からは、3支所の窓口事務取扱実績を比較しますと、平成30年度は約7万件の取扱いがありました。令和4年度では約5万8,000件と、件数で約1万2,000件、率にしますと約17%減少しております。

その理由といたしましては、人口減少に加え、個人番号の情報連携により各種証明書などの行政手続の際に必要な添付書類の削減やコンビニにおいて証明書を取扱いできるようになったことなどが考えられます。

その一方で、支所への来場者は高齢者が一定割合いること、近くの支所で用事を済ませたい、情報機器の操作が苦手という市民の方も多いため、今後プロジェクトチームにおいて支所機能の在り方を検討する中で、業務内容の見直しを進めながら適正な職員配置を検討し、業務の効率化と費用の軽減に努めてまいります。

そして次に、4点目のこれまで造成してきた基金は何らかの運用はするののかについて答弁させていただきます。

基金には、大きく分けて3つの目的がございます。1つ目は、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金、2つ目は、市債の計画的な償還を行うための減債基金、そして3つ目が、特定の目的のために設置する特定目的基金となっております。

それぞれの目的に応じた基金残高を申し上げますと、財政調整基金が約31億2,000万円、減債基金が約28億円、特定目的基金が約89億1,000万円となっており、令和5年度末基金残高は令和4年度末の基金残高より約1億7,000万円ほど増加し、約148億3,000万円となる見込みとなっております。

そのうち、基金全体の6割を占める特定目的基金は、ふるさと納税を原資とし、阿波市で暮らそう！住宅購入支援事業など人口減少対策などに活用しておりますふるさと応援基金をはじめ、今後の公共施設等の老朽化対策や南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備えるために設置された公共施設等総合管理基金といった12の基金が設置され、それぞれの基金の目的に応じて活用させていただいているところです。

令和5年度末の基金残高約148億3,000万円は、本市が誕生した平成17年度の37億円に比べますと4倍ほど増えたこととなり、合併以降約20年間、企業誘致やふるさと納税の推進、スクラップ・アンド・ビルドによる事務事業の見直しなど、健全で持続可能な財政運営を目標に地道な努力を重ねてきた結果だと考えております。

しかしながら一方、今後進展する人口減少、少子・高齢化や公共施設の老朽化などの影響は、これまで本市が積み重ねてきた努力を上回るものであると危惧しているところでもあります。

今後、基金の活用につきましては、少子化対策や公共施設の老朽化対策など本市の将来を見据えた必要な施策に基金を有効に活用し、次の世代に負担を残さず健全で持続可能な

財政運営を引き継げるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） ただいまの市長の答弁の中から、2点ほど私の認識しておることと少し相違がありますので、意見を述べさせていただきます。

1点目は、小学校の統合であります。

その中で、市長がおっしゃる地域コミュニティーの拠点としての役割も担っておりという答弁で、確かにそのとおりではあると思っております。しかしながら、例えば1学年に四、五人しか生徒がいないと、これは確かに目が行き届いていい子ができると思いますが、一番の問題は競争力がない子ができてしまうのではないかということに危惧をしております。勉強にしても、運動会にしても、多くの児童が学ぶことにより、またその中で競争することにより、社会に出てからの問題に対応できる子どもが育つと思っておるのは私だけではないと思っております。

そして、2つ目の相違点というのは、基金の運用についてであります。

市の基金には、財政調整基金、減債基金、特定目的基金の3つがございます。

また、市民の方もご存じない方がいるかと思われまして、阿波市の基金について少し述べさせていただきますと、約20年前の合併当時の基金は合計で約37億円、現在の基金残高は約148億3,000万円、市長のおっしゃるとおり約4倍となっております。私も2年間監査委員を務めさせていただきました、こつこつとこれは積み立ててきたなと思いました。

しかし、10年後を見据えたとき、本当におっしゃるとおり人口減少、少子・高齢化等の影響で今まで積み重ねてきた努力が水の泡となり、その努力を上回る税収の低下等を心配しております。

市長の答弁で、最後に、基金を有効に活用し健全で持続可能な財政運営を引き継げるよう努めてまいりますということは、まさしく緊縮財政となって苦しい経営となると思えます。この言葉をいただき少し安心をいたしました。市長も就任から1年余り過ぎましたが今の気持ちを忘れることなく、間違っても次の選挙で1世帯当たり10万円の補助金を出すとか公約に掲げないようにお願いをしたいと思います。また、そのようなときは、一議員として全力を挙げて議会で否決をさせていただきます。また、阿波市議会議員は誰一人として賛同する人はないものと信じております。

町田市長には今後も限りある基金、今後の税込減収を鑑みて苦しい緊縮財政ではありませんが頑張って阿波市のかじ取りをやっていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで15番松村幸治君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時57分 休憩

午後4時05分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番坂東重夫君の一般質問を許可いたします。

9番坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 議席番号9番坂東重夫、ただいまから一般質問を始めます。

最初に、阿波市の一般会計基金についてであります。

この質問につきましては、さきに質問をされました松村議員と少し重なる部分があるかと思いますが、よろしくをお願いします。

令和6年度阿波市の一般会計当初予算の規模は、前年度比2.3%減となる191億3,800万円となっております。そのうち歳入の財政調整基金や減債基金など基金繰入金が21億2,043万2,000円。一方、歳出のふるさと応援基金やまちづくり振興基金など基金積立金が8,011万7,000円の予算編成となっております。

基金とは、家庭でいう預金に当たり、条例で定めるところにより積立基金と定額運用基金に大きく分けられます。そのうち積立基金は、年度内の財源調整や大規模災害などの不測の事態が発生した際の活用が見込まれる財政調整基金と、地方債、地方公共団体が国や金融機関から借り入れる借金の償還に充てるための減債基金、特定目的のために資金を積み立て、条例で定めた用途に限って取り崩すことができる特定目的基金に区分されております。

令和4年度末阿波市の一般会計基金残高は、財政調整基金が約31億2,000万円、減債基金が約27億5,200万円、特定目的基金が約87億8,500万円で合計約146億5,700万円となっております。前年度令和3年度末と比較すると、約5億8,000万円増加しており、市民1人当たりになると42万2,000円となっております。県内8市の状況では、三好市約242億円、阿南市約213億円、次いで3番目に多

く基金を保有しております。

また、地方債残高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額、債務負担行為額を加えたものから、積立金残高を差し引いた額であります将来にわたる実質的な財政負担を見ると、令和4年度決算で約78億4,000万円、対前年度比6.3%減少しています。

このように、阿波市の財政運営自体は、おおむね健全性を維持していると認識しております。

しかしながら、財政構造の弾力性を示す経常収支比率の悪化や人口減少や少子・高齢化による社会保障費の増加、老朽化する公共施設の維持補修の対応、広域で取り組む新ごみ処理施設の整備など、今後財政運営において厳しい状況が続くことが見込まれます。

それでは、質問に入ります。

1点目の一般会計基金の現状と課題について、2点目の財政調整基金残高規模の考え方について、坂東理事にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 坂東議員の一般質問1問目、阿波市の一般会計基金について、幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の一般会計基金の現状と課題についてでございますが、本市の基金の現状といたしまして、令和5年度末基金残高は、令和4年度末基金残高より約1億7,000万円ほど増加し、約148億3,000万円となる見込みとなっております。

令和5年度末基金残高の増加の要因としては、市債の計画的な償還を行うための減債基金に積立てが行えたこと、ふるさと納税が昨年度より増加したことに伴いふるさと応援基金の積立額が増加したこと、また今後の公共施設等の老朽化対策や大規模災害に備えるために設置された公共施設等総合管理基金に積立てを行えたことが挙げられます。

一方、ふるさと応援基金を活用した阿波市で暮らそう！住宅購入支援事業など約1億7,500万円については、人口減少対策などの事業に基金を活用しているところでございます。今後、人口減少、少子・高齢化の対応や、公共施設の老朽化対策など本市を取り巻く状況は厳しいことが予想されることから、将来を見据えた必要な施策に基金を活用してまいりたいと考えております。

次に、2点目の財政調整基金残高規模の考え方についてでございますが、財政調整基金は、災害などの不測の事態や年度間の財源の不均衡を調整する財政運営に非常に大きな役割を果たす基金となっております。一般的に財政調整基金は、通常収入されるであろう経

常的一般財源の規模を示すものである標準財政規模の10%から20%程度が適正とされておりまして。

本市におきましては、将来を見据えた持続可能な行財政運営を行っていくため、標準財政規模の20%程度をめどに積み立てており、財政調整基金の令和5年度末現在残高は3億2,000万円、標準財政規模の約26.1%となっております。

今後も適正とされる規模を維持しつつ、基金を効率的、効果的に活用し、健全で持続可能な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 順次答弁をいただきました。

各基金は阿波市の貴重な財源として、計画的に積立て、取崩しが行われていると感じました。特に、財政調整基金については、令和6年度一般会計当初予算において繰入金として10億円の活用が図られていますが、適正とされる規模が確保されるよう、引き続き毎年度の決算剰余金を確実に積み立て、その他基金については目的の事業実施に必要な積立てや事業実施のための有効活用をお願いします。

それでは、再問いたします。

阿波市の地域振興及び市民の連携の強化による一体的なまちづくりの推進に資することを目的に、阿波市まちづくり振興基金を2007年、平成19年3月に設置しています。この基金については、積み立てて現在まで運用益金の処理のみとなっており、基金の活用がされていません。

そこで、3点目の阿波市まちづくり振興基金の活用について。

次に、基金管理については、令和4年度末決算で現金、金融機関への預金で1億2,355,715万円、地方債等有価証券で2億3千万円を保管しています。4点目の基金運用を含めた一般会計基金について、併せて町田市長の考えをお聞きします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 坂東議員の一般質問の1問目、阿波市の一般会計基金についての再問として2点いただいておりますので、順次答弁させていただきます。

1点目の阿波市まちづくり振興基金の活用についてですが、阿波市まちづくり振興基金につきましては、阿波市の地域振興並びに市民の連携の強化による一体的なまちづくりの推進に資することを目的として、平成19年3月に設置したものです。この基金は、合併

特例債により造成したもので、運用益と償還済みの元金を基金設置目的に応じた事業に活用することができ、令和5年度末現在高は約26億円となる見込みであります。

現在、基金を活用した事業として元気なまちづくり活動支援事業を実施し、地域の発展、魅力向上や地域課題の解決につながる市民の自主的な活動に対し、活動支援補助金を交付しているところです。今後も地域の活性化はもとより、持続可能な阿波市の実現に向け、市民の皆様が自主的に取り組む活動に対し、基金を活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の運用を含めた一般会計基金についてですが、基金について総務省から、地方公共団体の基金についてはその規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に即して确实かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど適正な管理運営に努めていただきたい旨が示されております。

現在、本市の一般会計基金は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金に大別され、このうち特定目的基金については、ふるさと応援基金や公共施設等総合管理基金など12の基金が設置されております。

これまで本市では、市の抱える行政課題の解決のため、市民ニーズや社会経済情勢の変化に合わせて基金の目的を変更したり、事業の優先度や実施可能性そのものの見直しを行ってまいりました。

最近の事例といたしましては、阿波市新型コロナウイルス感染症対策基金の見直しがございます。感染症流行時には基金を設置し感染拡大防止対策などに活用しましたが、昨年の5月8日に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけが5類に移行されたことを踏まえ、本年4月1日に条例を廃止したところでございます。

今後におきましても、基金全体の在り方を見直すことで喫緊の行政課題に対応し、優先度の高い施策に基金からの財源充当が可能となるよう基金の整理、再編に取り組むとともに、適正な管理運営を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

市民の皆様がこれからも阿波市で安心して暮らし続けることができ、将来にも夢と希望が持てる阿波市であるように、今後も年度間の財源調整や計画事業の実現に向けて長期的

な計画に基づき基金の適正な管理、有効活用をお願い申し上げ、この質問を終わります。

次に、防災・減災対策についてであります。

近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発しております。今年に入ってから、正月の能登半島地震をはじめ、震度6弱以上の地震が続いています。

去る4月17日には、愛媛県と高知県で、最大震度6弱を観測する地震がありました。阿波市に住む私たちも、これまでの被害を教訓に、今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震に備えておくことが重要であります。

今回質問しています防災とは、皆さんもご存じのとおり、未然に防ぐ、被害をゼロにすることを目的としています。近年では想定外といわれる防災力を上回る被害が出ていて、被害を完全に防ぐことは困難なことというふうに言われております。

一方、減災とは、災害によって被る被害を最小限に抑えるためにあらかじめ行う取組をいいます。自然災害の発生を防ぐことは難しいため、災害は起きるという前提のもと、被害をいかに軽減させるかを目的としています。特に自然災害の発生率が高い日本においては減災の取組は必要不可欠であります。

それでは、質問に入ります。

地域における消防防災のリーダーとして、消防団は平常時、非常時を問わず、その地域に密着し、常備消防との緊密な連携のもと、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。

近年、全国各地で災害が多発しており、火災のみならず消防団の果たす役割はますます大きくなってはいますが、そこで1点目の消防力強化の取組について、次に令和6年第1回定例会の開会日において能登半島地震への支援について行政報告がありましたが、2点目の能登半島地震被災地への派遣状況と現地での活動内容について、3点目の能登半島地震の教訓を踏まえた本市の危機管理について、笠井危機管理局長にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 坂東議員の一般質問の2問目、防災・減災対策について、幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目のご質問、消防力強化の取組についてでございますが、消防団は消防署と連携し、火災発生時の消火活動に加え、地震や風水害等の自然災害への対応、さらには行方不明者の捜索活動など人命救助活動に至るまであらゆる災害等へ緊急出動し、地域住民の安全・安心の確保に尽力し、地域防災力の要として高い期待が寄せられています。こう

した中、南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震による大規模災害の発生が懸念される状況であり、消防団の果たす役割はますます大きなものとなっております。

議員ご質問の消防力強化の取組としましては、消防団が災害発生時において即応体制を維持するために重要なものの一つとして、資機材の確保が挙げられます。中でも、消火活動では特殊車両である消防ポンプ自動車が必要不可欠であることから、耐用年数の20年を経過した車両をリストアップし、消防車両更新計画を作成し、順次計画的に更新を行っているところです。

本年度におきましては、土成方面第7分団へポンプ自動車を、市場方面第7分団へ小型動力ポンプ付積載車をそれぞれ1台購入計画を立て、ポンプ自動車につきましては、本定例会開会日議案第32号にて購入契約締結にご賛同の上、先議をいただいたところでございます。今後におきましても、平準化を図りながら順次更新配備し、即応体制の維持強化に努めてまいります。

また、団員数でございますが、令和5年10月1日現在、条例定数564人に対し、実員数は546人であり、充足率は96.8%となっております。これは、近年全国的に消防団員数の減少が問題となっている状況下におきましても高い充足率を維持しており、県内8市の充足率の平均値89.1%と比較しても高い数値となっております。

なお、阿波市消防団は、地域防災力の向上や消防団員の確保等に積極的に取り組む活動が評価され、令和6年3月4日、東京都のニッショーホールにおいて消防庁長官より消防団等地域活動表彰を授与する栄誉を受けております。

災害リスクが年々高まるにつれ、消防団に対する地域住民の期待はさらに大きくなり、地域防災力の向上、地域住民の安全の保持、向上においてその存在はなくてはならないものとなっております。本市消防団は、県内においてもトップクラスの充足率を維持しておりますが、あらゆる災害対応においてマンパワーの確保は最も重要であることから、なお一層、地域を守る消防団の必要性を呼びかけ、充足率100%を目指してまいります。

次に、2点目のご質問、能登半島地震被災地への派遣状況と現地での活動内容についてでございます。

本年1月1日16時10分、石川県能登地方で発生した令和6年能登半島地震は、震度7を観測し、建物やライフラインに甚大な被害を及ぼしました。

本市は、発災1週間後の1月8日、徳島県からの避難所への救援物資の供出要請に即座に応じ、災害用簡易トイレを69基、災害用トイレ処理セット1万7,800セットを送

りました。加えて、人的支援といたしましては、令和6年1月26日を第1陣とし、現在までに避難所運営支援業務、罹災証明発行業務として8名、避難所、仮設住宅での健康相談業務として1名の合計9名の職員が被災地へ赴き、被災者に寄り添った支援を行ってまいりました。

次に、3点目のご質問、能登半島地震の教訓を踏まえた本市の危機管理についてでございます。

本市職員が輪島市で被災された方と直接接し感じたところを持ち帰り検証しましたところ、何点かの重要なポイントがございました。

まず、過疎化が進んでいる地域だったこともあり、高齢者の方が多く、防災情報等に接する機会が少なかったことが挙げられます。2007年の能登半島地震から年数がたっていないことから、もう当分は地震は来ないだろうという根拠のない思い込みが蔓延していたとのことです。これは、根拠のない多分大丈夫だろうという正常性バイアスが作用し、かつみんながそう思っているならそうだろうという、同調性バイアスが働いてしまっています。このような現象は、極めて悪影響を及ぼすおそれがあり、災害に対して何ら対策を講じない、準備をする必要がないといった自己完結による理由づけを正当化してしまうことにつながってしまいます。

また、もう一つの特徴としましては、被災地域には全体的に古い家屋が多く、倒壊家屋のほとんどが古い木造家屋だったことです。

一方で、本市における建物倒壊は、そのほとんどが揺れによるものと想定されており、耐震化率を100%に近づけることにより、死者数は限りなくゼロに近づくとされております。令和5年度末現在、本市の木造住宅耐震診断件数は、市町村合併以降の累計で約1,000棟となっておりますが、今後も引き続き市民の皆様に粘り強く制度の重要性、必要性を分かりやすく説明し、支援制度の普及啓発を図ります。

また、過去の大規模地震では、発災当初に救助を必要とした被災者に対して実際に8割近くの方々を救助したのは隣近所の地域住民であったことから、自助、共助がいかに重要であるかを説明し、引き続き自主防災組織の結成を促進するとともに、小学校区自主防災組織連合会が実施しております防災訓練を通して、学び、体験し、地域コミュニティーに広く浸透していくよう働きかけてまいりたいと考えております。

市民の方一人一人に災害は必ずやってくるという危機意識を持っていただくことが防災・減災の要であるため、引き続きケーブルテレビやホームページ、広報紙等を活用し、

周知、啓発を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 順次答弁をいただきました。

火災をはじめとする自然災害に迅速に対応するためには、消防団車両を常に万全の形で配備しておくことが大切であります。今後も計画的に老朽化した消防車両を最新車両に更新していただきますようよろしくお願いをいたします。

また、能登半島地震については、私も去る2月8日に開催された伊沢小学校区自主防災組織連合会役員会において「能登半島地震被災地支援での学び」と題して、実際に避難所運営に従事された阿波市危機管理課職員より講演をお聞きしました。能登半島地震の概要や現状、避難所運営を通じての所見、さらには平時、発災時における自主防災組織の役割について話がありました。

先ほども申し上げましたが、これまでの被害を教訓に今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震に備えておくことが大変重要となってきます。

それでは、再問いたします。

町田市長は、消防団や自主防災組織の育成等、地域防災力のさらなる強化を図り、安全・安心なまちづくりを目指すとしております。4点目の防災・減災対策について、町田市長のお考えをお聞きします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 坂東議員の一般質問の2問目、防災・減災対策についての再問について答弁させていただきます。

先ほど危機管理局長のほうより詳細を答弁させていただきましたが、安全・安心の観点から、防災・減災対策というのは行政だけでは担えない自助、共助、公助の中で、あらゆる団体関係者を結集して初めてできるものであり、この中で今日は答弁としては、能登半島地震を機にクローズアップされておりますBCPについてを中心に答弁させていただきます。

阪神・淡路大震災や東日本大震災において被災した自治体が機能を停止し、十分な行政サービス提供ができなかった教訓を踏まえ、業務継続計画の重要性が高まる中、本市においては平成27年9月に阿波市業務継続計画を策定し、その後4度の改定を経て、本年3月末に改定版を発行いたしました。

地方自治体は、大規模災害が発生した際、たとえ自らも被災し、人員や庁舎機能等に大幅な制約がある中であっても、速やかに災害対応業務を実施しなければなりません。また同時に、住民生活に密着する行政サービスの中には、業務を中断することにより住民に多大な影響を及ぼす通常業務も含まれます。

本計画は、具体的な方針等についてあらかじめ定めておくことで、大規模災害時における行政機能の継続及び早期復旧を図ることを目的とし、その主眼が災害によって生じる事態に対応する応急業務に即応しつつ、いかに通常業務を継続して実施するべきか、次の2点を柱として計画しております。

まず1点目は、非常時に優先される業務の明確化であり、指定避難所が行う避難者の収容等の災害によって生じる事態に対応する応急業務と、戸籍届受付等の平時に実施する業務のうち発災時においても継続性の高い通常業務に区分されます。このような業務を各部署ごとに優先度を時系列で明示しており、災害発生時の混乱する状況においても行政サービスの中断を招かないよう、災害時の教訓を踏まえ修正を行っております。

2点目は、業務継続に必要な体制の確立や資源の確保であります。

体制の確立については、災害時の体制を年度ごとに更新し、毎年5月に実施している職員防災研修会において自助、対応要領の徹底を図るとともに、秋にはブラインド方式による初動対応訓練を実施し、即応力の維持強化を図っております。

また、資源の確保については、自家発電機による電力の確保、災害時優先電話の配置による通信の確保、配水池からの飲料水の確保など業務継続に必要な資源が確保できるよう計画しております。

今後は、本計画の検証も踏まえた実動訓練を実施することにより、さらなる実効性の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

阿波市では、災害対策基本法の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とした阿波市地域防災計画を策定し、ハード、ソフト両面から様々な防災対策を講じております。今後は、本計画や阿波市業務継続計画等、他の計画の整合を図るとともに、安全・安心なまちづくりの構築をお願い申し上げ、この質問を終わります。

最後に、学校における熱中症対策についてであります。

最近、新聞やニュースで熱中症に関する記事をよく見かけるようになりました。本年4月より、過去に例のない広域的な暑さを想定した熱中症特別警戒アラートの運用が新たに始まりました。夏季の気温上昇が激しく毎年熱中症の症例が多くなったため、その対策として導入をされました。このように、熱中症の予防対策につながる情報への関心、ニーズは年々高まっているところであります。

消防庁の報道資料によりますと、令和5年5月から9月の全国における熱中症による救急搬送人員は、累計で9万1,467人となっております。これは、平成20年の調査開始以降2番目に多い搬送人員で、昨年度同期間の救急搬送人員7万1,029人と比べると、2万438人増となっております。年齢区分別では高齢者が最も多く、次いで成人、少年、乳幼児の順となっております。徳島県の状況は、救急搬送人員の累計が636人となっており、年齢区分別では高齢者が最も多く385人、次いで成人172人、少年70人、乳幼児9人の順となっております。

さて、学校における熱中症対策については、本年5月に徳島県教育委員会より新たに示された学校における熱中症対策ガイドラインに基づき、児童・生徒の状況に応じた熱中症対策に取り組んでいると聞いております。

私は、先月26日の日曜日に、伊沢地区運動会の見学に行ってきました。非常に暑い中、子どもたちの頑張りに、駆けつけたご家族も一生懸命に応援されており、すがすがしい気分を味わうことができました。この運動会での熱中症対策として、小まめな水分補給や濡らして首などに巻くクールタオル、体育館には休憩スペースやスポットクーラー、大型扇風機の設置、児童玄関にはミストシャワーなど様々な暑さ対策を講じていました。

それでは、質問に入ります。

1点目の学校における子どもの熱中症を防ぐための取組について、2点目の子どもたちの通学時の熱中症予防対策について、小松教育部長にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 坂東議員の一般質問の3問目、学校における熱中症対策について、幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の学校における子どもたちの熱中症を防ぐための取組について答弁させていただきます。

小・中学校におきましては、暑さ指数を計測し、その指数を教職員や児童・生徒に周知

し、暑さ指数が3.1以上の場合は運動を原則中止するなど熱中症の未然防止を図っております。さらに、児童・生徒に状況に応じて各教室や特別教室に設置されているエアコンを適切に使用したり、小まめに水分補給や休憩を取ることなどを呼びかけたりして、熱中症の予防に努めております。

次に、2点目の子どもたちの通学路の熱中症予防について答弁させていただきます。

通学時につきましては、ポロシャツや体操服を認めるなど体調や気候に応じた服装での登下校を促しております。また、冷却タオルを使用したり、通学用の傘を日傘代わりとして推奨したり、下校時には塩分チャージタブレットを配付したりするなど各学校において実情に応じた対策を講じております。

このように、各学校において本年5月に徳島県教育委員会より新たに示された学校における熱中症対策ガイドラインを基にして、児童・生徒の状況に応じた熱中症対策に取り組んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 順次答弁いただきました。

先ほどご答弁いただいたように、学校では様々な熱中症予防対策をしていただいております。各学校においては、引き続きあらゆる場面において適切な熱中症対策が確実に行われるよう、熱中症対策ガイドラインを活用し、学校における熱中症に関わる事故防止の徹底を図るようよろしくをお願いをします。

それでは、再問いたします。

3点目の熱中症発生後の対応を含めた熱中症対策について、高田教育長の考えをお聞きします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 坂東議員の一般質問の3問目の再問、熱中症発生後の対応を含めた熱中症防止の取組について答弁させていただきます。

児童・生徒の熱中症予防につきましては、先ほどからも説明がありましたように、本年5月に徳島県教育委員会より新たに示されました学校における熱中症対策ガイドラインに基づいた対策を講じるよう依頼しております。各教室や特別教室にはエアコンが整備されておりますので、気温や活動内容に応じて適切に使用するようにしております。

また、環境省のホームページの暑さ指数を参考にし、各学校に常備しております暑さ指

数計による計測結果を踏まえながら、外遊びや体育、部活動の中止等を判断するようにしております。

学校教育活動において児童・生徒に熱中症の症状が見られた場合には、涼しい場所への移動、首の周りやわきの下を冷やす、スポーツドリンクなどを補給するなどの適切な初期対応が取れるようにしております。また、状況に応じて速やかに保護者に連絡し、医療機関で受診してもらったり、救急車を要請したりするなど組織的に対応できるようにしております。

これからも、児童・生徒一人一人が安全・安心に学校生活が過ごせるようにするために、熱中症予防の体制づくりや環境整備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 坂東重夫君。

○9番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

ここ数年は想定外の災害級の暑さも発生しており、これまでの対応に加え、それらの状況を踏まえた対策も必要であります。熱中症になったときに迅速に対応できる体制づくり、全ての子どもたちが快適に過ごせる環境整備をお願い申し上げ、私の全ての質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これで9番坂東重夫君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、明日18日午前10時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時45分 散会